

容器包装リサイクル法 改正市民案

リサイクルから

3R- リデュース、リユース、リサイクル- へ

【第一部】本編

- 【1】 これまでの経過
- 【2】 基本的な考え方
- 【3】 容器包装リサイクル法、市民の評価
- 【4】 改正のポイント
- 【5】 改正市民案・骨子
- 【6】 改正市民案・要綱

【第二部】資料編

中間のまとめからの主な修正ポイント

改正市民案 - Q & A -

国会請願署名紹介議員一覧

容器包装リサイクル法改正を求める意見書の議会採択自治体一覧

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク参加団体・個人一覧

『ひとことメッセージ』一覧

2005年1月

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

【1】これまでの経過

2003年10月 容器包装リサイクル法*の改正を求める全国ネットワークを設立しました

*正式名称『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』

2003年10月、ごみ問題の解決を目指す市民、団体が集い『容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク』(2004年12月22日現在、214団体、183個人が参加、以下、全国ネット)を設立し、容器包装リサイクル法の改正を求める請願署名の運動に取り組みました。全国ネットは参加する市民、団体を主体としたゆるやかなネットワークで、各地にネットワークや連絡会、市民の会、実行委員会等々が作られ、全国的な運動として取り組まれました。

署名を呼びかけた『改正を求める請願事項』は、次の二つのポイントです。

1. 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること。
2. リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、さまざまな手法を盛り込むこと。

2004年6月 第159回通常国会へ、超党派で210名の紹介議員を得て請願署名を提出しました

およそ100万筆の賛同を寄せた、“市民の思い”は大きく三つです。

『一所懸命リサイクルしても、ごみは減らず、使い捨ての容器包装が増えるばかり！』
『使い捨て容器包装の商品を買う消費者や、販売メーカーは痛みを感じていないのでは？』
『すぐごみになるものを買わない努力をした人も、どんどん使い捨てた人も同じ税負担！
リターナブル容器や環境負荷の少ない容器包装で購入した人が報われないのはおかしい！』
やっぱり、【努力した人が報われる制度】、【消費者やメーカーの環境意識を強く促す制度】
に転換しなければとの思いなのです。

そして同時に、市区町村議会に対し「容器包装リサイクル法の改正を求める意見書」の採択も働きかけ、既に333の議会で採択され、採択自治体の合計人口は約5000万人となっています。

2004年9月 改正市民案(中間のまとめ)を作成し、集中的に意見交換会を開催しました

全国ネットでは、市民の賛同意見を具体的な改正案に実らせるため、プロジェクトチームによる検討を行い、2004年9月、「改正市民案(中間のまとめ)」を作成しました。そして、様々な事業者団体、学識者、有識者のみなさんなど、たくさんの方々と意見交換を行い、また全国の市民からも意見を募り、市民案の補強を進めました。(主な修正ポイントについては資料編にまとめています。「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せいただいた方々は、本編の前に、こちらをご一読下さい)

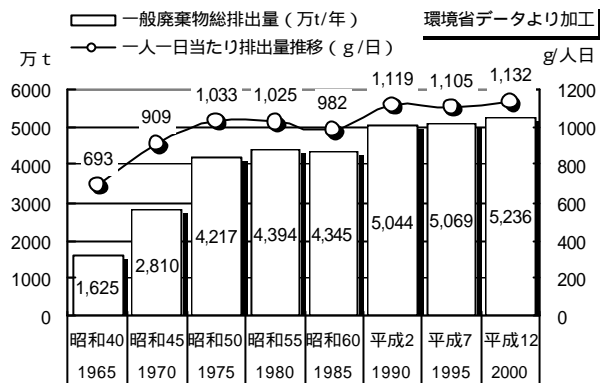
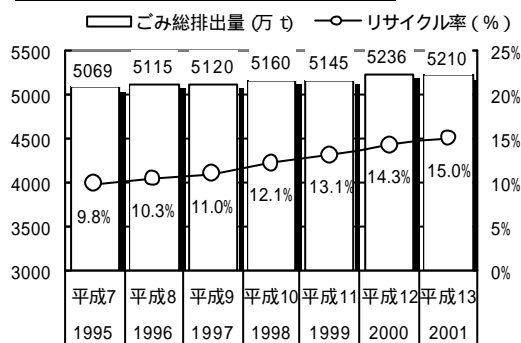
2004年12月 たくさんの意見&メッセージを集大成し、改正市民案が完成しました

全国の市民、団体から寄せられた意見を取り入れつつ市民案としてのメッセージを強め、中間のまとめを大幅に加筆修正した「容器包装リサイクル法・改正市民案」が完成しました。

【2】基本的な考え方

私たちの暮らしは、戦後の高度成長により物質的には豊かになりましたが、大量生産・大量消費が行き過ぎ、すぐにモノを使い捨てる大量廃棄の社会に突入してしまいました。この結果、家庭ごみが増え続け、1980年代には最終処分場が満杯になるという深刻な問題が心配されました。(右図)

一般廃棄物量とリサイクル率(環境省データ)



このため国は、1995年、家庭ごみの6割を占める容器包装ごみのリサイクルを促進しようと「容器包装リサイクル法」を制定しました。ところが、この法律では、“分別収集の費用は自治体が負担する”ことになっているため、リサイクルは進んでもごみの総排出量を減らすことにはつながりませんでした。(左図)

私たちは、そもそも、ごみ問題を解決するためには発生抑制や再使用を優先することが基本であり、そして廃棄された容器包装をリサイクルする場合には、その費用を製品価格に含めることが不可欠であると考えています。すなわち、収集・選別・圧縮・保管・再商品化等リサイクルに必要なすべての費用は、リユース(再使用)に必要な費用やリデュース(発生抑制)の費用と同じように製品価格に内部化することにより、環境負荷の低減にもっとも効果的で公平な費用負担の“しくみ”を実現することができるのです。

この考え方が“拡大生産者責任”と呼ばれているもので、(その定義をめぐっては議論がありますが) 全国ネットではOECDの考え方である『廃棄物の処理費用を内部化すること』と捉えています。従って私たちの提案は、製造物責任法などで損害賠償責任の問われる責任(Liability)ではなく、“リサイクルの収集から再商品化までの役割を分担する責任(Responsibility)”を指す限定的なものです。ところが、この限定的な意味合いからみても、容器包装リサイクル法における事業者の役割はきわめて不十分となっています。

私たちが将来めざしたい社会とは

私たちがめざしているのは、単に容器包装だけでなく、すべての製品についても“廃棄物の処理費用を内部化する”ことです。その狙いは、『長く使える』、『環境負荷が小さい』、『循環コストが低い』生産の実現で、同素材の容器包装や製品に同じマークを表示し、使い終わったものは素材別に循環する社会の構築です。システムとしては民間主体で透明性・効率性・革新性を追求しますが、ただし循環の仕方としては環境負荷の少ない、ゆっくりとした循環(国内循環、低速循環)を想定しています。

容器包装リサイクル法が制定された後は、「家電リサイクル法（2000年施行）」や「パソコンリサイクル（資源有効利用促進法2003年改正施行）」、「自動車リサイクル法（2005年施行）」等の法律が制定され、課題を抱えながらも一定の“進化の過程”を歩んできました。しかも、今回の見直しのすぐ後には家電リサイクル法の見直しも始まります。このため改正市民案では、これまでの“進化の集大成”として署名で呼びかけた2つの請願項目を実現し、更にすべての製品に適用させる“出発点”にしたいと考えています。

こうして、大量生産・大量消費社会から長寿命製品や再使用が優先される社会、“すぐごみにしない”、“もったいないという感性があたりまえ”の社会を取り戻し、さらに廃棄された容器包装や製品を素材別に小さくゆっくりと循環させるシステムを構築することを通じて、最終的に焼却埋立処分せざるを得ない“ごみ”を限りなくゼロに近づけること（ごみゼロ社会）をめざしています。このような“ごみゼロ社会”を一日も早く実現し、子どもたちに緑豊かな地球をバトンタッチすることが私たちの役割です。

転換期の時代（エポック）に生きる責務

地球環境問題、とりわけ地球の温暖化については、消費者も事業者もこれまで以上にライフスタイルやビジネススタイルを見直さなければならない“待ったなし”の課題です。しかも、日本の人口は数年後に減少に転じると予測されており、現行システムのままでは、“10年後の私たちや将来の子どもたちに高額な負担が残されるだけ”になってしまいます。

このため、いまの価値観の延長線上で考えるのではなく、中長期的な視点に立って現状のしくみを見直し、“容器包装の廃棄物回避と循環コストの低減”を両立し、“容器包装による環境負荷を大きく削減する”制度を構築することが求められているのです。但し、具体的実施にあたっては関係当事者の合意形成をはかり、可能な限りソフトランディング（軟着陸）に配慮することも必要で、これこそがエポック（時代）に生きる私たち国民全体の責務ではないでしょうか。

【3】容器包装リサイクル法、市民の評価

基本的な考え方に基づき、評価できる点と問題点を指摘します。

1. 評価できる点

リサイクル費用の一部が、「再商品化義務」として事業者の負担となったため、“逆有償”（収集した資源が売れずに、お金を払って引き取ってもらうこと）の問題が解決したので、自治体の分別収集が前進しました。

回収率が上がったため、直接埋め立てる量が減り、最終処分場の延命につながりました。

事業者に再商品化費用の負担を求めたことにより、容器包装の一定の薄肉化・軽量化を促しました。

2. 問題点

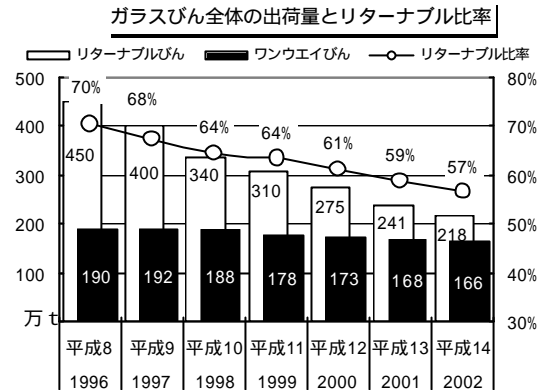
ごみは減っていません。

確かにリサイクル率は上がりましたが、一方で小型PETボトルが増大するなど、発生抑制につながる動機付けが働かず、大量生産・大量消費・大量廃棄に歯止めがかかっていません。

リターナブル(再使用)容器の減少に拍車をかけています。 逆の優先順位になっています！

リサイクル容器の収集は税負担なので商品価格に反映されませんが、リターナブル容器は事業者負担なので商品価格に含まれます。そのため、リターナブル容器は事業者にとって重い負担となっており、価格競争で生き残れないのです。

【グラフは、ガラスびんリサイクル促進協議会資料より】リターナブルびんは、ビール、牛乳・加工乳、炭酸飲料、清酒の出荷量(容量)ベース。リターナブル比率は合計出荷量に対する割合。



リサイクルする容器包装の収集費用が増大しています。

- (1) 大量生産・大量消費の社会構造を変えないまま集めているので、自治体の分別収集費用が増大しています。

生産量が増大したPETボトルや、最も廃棄量が多い「**その他プラスチック(プラスチック製容器包装)**」の分別収集を新たに開始した場合に、収集費(総額)が増大しています。

- (2) 全国一律の「分別基準」に適合していないと再商品化事業者が引き取らないため、分別収集量が少ない小規模の自治体では保管施設が負担となっています。

消費者に3R優先順位のメッセージが届いていません。

- (1) 「リサイクルすれば良い」という印象を与えてしまい、「リデュース、リユースを優先することが大切」というメッセージが消費者に伝わっていません。
- (2) ごみを減らした人も、たくさんごみを出した人も同じ税負担なので、“頑張っでごみを減らそう”というインセンティブ(動機付け)が働きません。

レジ袋は断る、使い捨て容器を選ばない、野菜は包装していないものを選ぶ、包装の少ないもの、くり返し使える容器を選ぶという動機付けが働きません。

容器包装の種類によって不公平が生じています。

- (1) 容器包装の種類によって、実際の収集費は異なるはずですが、事業者の費用負担には反映されていません。

収集費の少ない容器包装で商品開発する、リユースや無包装の製品を消費者に提案する、という動機付けが働きません。

- (2) リサイクルに不向きな容器包装に対する発生抑制のしくみがありません。

かつての「**緑色PETボトル**」は、消費者の反対意見や事業者団体の自粛要請により「**透明PETボトル**」に切り替えました。2004年夏には、内面を特殊加工したビール用のPETボトルが販売されようとしたが、消費者の猛反対を受けて当面販売見送りとなりました。現行制度のままでは、いつまた同じような問題が生じるかわかりません。

- (3) リサイクルされていない容器包装には、事業者の負担がありません。

乳白色のびんなど、焼却埋立処分されるものに費用負担がなく、一番得をしています。

【4】改正のポイント

今回の改正で、めざしていること（改正の視点）

1. 環境負荷が減ること。

リデュース、リユースを優先すること。

リサイクルする場合でも、より環境負荷の少ない手法を優先すること。

（例えば、マテリアル（材料）リサイクルかケミカル（化学的処理）リサイクルかについても、単にコストだけで判断するのではなく、安全性や環境負荷の評価を優先して選択すること）

2. 負担のあり方が公平で、納得できるようにすること。

収集費用は製品の価格に含め、事業者と消費者の“受益者負担”に転換すること。

（“納税者と消費者との不公平”と“種類が異なる容器包装間での不公平”の解決が不可欠です）

3. 資源循環が、より効率的で、より費用が安くなること。

リサイクル効率のよい容器包装への転換が進むこと。

（例えば、収集効率の良いつぶし易い容器へ、緑色ガラスから無色ガラスへ、着色トレーから白色トレーへ、複合素材から単一素材へ）

分別収集の排出区分を統一し、自治体単位より広域でのリサイクル収集事業を促すこと。

収集車両や選別設備の技術革新をはかる、収集から再商品化まで一貫事業で行う等により、リサイクルの効率化を進めること。

盛り込むしくみ（制度設計のポイント）

1. 容器包装を作り、選んだ事業者が、もっとも重い役割を分担すること。

容器包装を作り、選んだ事業者*が、リサイクルの収集から再商品化までの役割を担うことが効率的、効果的であるため、もっとも重い役割を分担し、その費用を負担すること。

*現行法の再商品化義務のある特定事業者（特定容器の製造事業者と利用事業者及び輸入業者、特定包装の利用事業者及び輸入業者）を想定しています。

最上流の素材メーカーが負担した場合には、“ただ乗り事業者”を減らす効果はありませんが、容器包装分の製造量を特定することが困難で、3R優先順位のメッセージについても“容器包装を作り、選んだ事業者”にはあまり伝わりません。

最下流の消費者から直接徴収した場合にも、“容器包装を作り、選んだ事業者”にはあまり伝わりません。“リサイクル収集の袋を有料にする”仕方では、一般ごみへの混入やスーパーやコンビニ等の店舗のごみ箱への不法投棄が懸念されます。

また、種類別の徴収もできず、容積を減らす動機は働くかも知れませんが、3R優先順位のメッセージにはなりません。（環境負荷の少ない容器への選択を促すのではなく、容積を小さくするインセンティブ（動機付け）になってしまいます）

収集費の事業者負担は、販売量に対する収集義務率として定めること。

(販売量に対する収集義務率を定めることで、大量生産への抑止効果が生まれます)

2. リターナブル容器を普及する経済的手法を導入すること。

リターナブル容器が望ましい品目を特定し、めざすべき「目標数値」を設定すること。

(例えば、ビールやお酒などの品目を特定し、リターナブル容器を利用した割合の数値目標を設定すること。特定する品目を段階的に増やし、現状レベルからステップアップすること。)

販売事業者に対し、直接、リターナブル容器の回収支援金を補助すること。

(中身メーカーがリターナブル容器を選択しようとしても、販売事業者が取り扱わなければ普及しません。このため、回収に手間ひまのかかる販売事業者に対し、直接、支援金を補助することが効果的なのです。)

自主回収の認定回収率の運用を段階的に見直すこと。

(リターナブル容器の採用には、消費者へのPRや回収コンテナの購入など多くの費用がかかります。また、安定した回収率に到達するには数年という期間が必要なため、自主回収認定の段階的な運用が求められています。)

3. 消費者の環境マインド(意識)を高めるしくみにすること。

容器包装からの環境メッセージにより、環境を大切にする消費者意識が育まれること。

環境メッセージには、リユースやリサイクルによる環境負荷の低減効果や分別の意義などを想定します。

容器包装は消費者に最も身近なものでライフスタイルと環境との接点にあり、(縄文式土器や弥生式土器などのように)文化を象徴するメッセージ性の強いものと捉えます。

環境意識を高めた消費者が、3Rの優先順位で商品を買うと経済的にも得をすること。

リターナブル容器に「リユースマーク」をつけ、リサイクルよりも、より良い選択であることをはっきりさせること。

リサイクルする容器包装は対象品目を見直し、わかりやすい「識別表示」に改善すること。(有料のレジ袋もクリーニングの袋なども対象に含めること)

容器包装の最大量(推定300万t)を占める「その他プラスチック」の中から、マテリアルリサイクル可能な品目を特定し、それ以外のケミカルリサイクルするプラスチックよりも良質なリサイクルができることを明らかにすること。

リサイクルに不向きな容器包装は表示が無いので環境に悪いことが一目でわかり、もっとも重い費用負担とすること。(つまり、商品価格が一番高くなるということ)

4. 環境管理や一般廃棄物管理の責任についての自治体の役割を明確にすること。

容器包装の3R推進は事業者と消費者が担うことを基本とするが、最終的に地域の環境を管理する責任は自治体の役割であり、容器包装の3R推進を補佐するサポーターとしての役割を明確にすること。

【5】改正市民案・骨子

1. リサイクル中心の現行法を見直し、優先順位に則った3 Rを実施します
 - ・循環型社会形成推進基本法に則り、リデュース、リユース優先を明記します。
 - ・3 R推進に必要な情報については、国、自治体、事業者に対し、消費者にわかりやすく公開することを義務とします。

2. 優先順位に則り、リターナブル容器を普及します
 - ・再使用容器が望ましい品目を特定し、目標利用率（リユース率）を定めます。
 - ・指定法人が、再使用容器を回収した販売事業者に対し「回収支援金」を補助します。
 - ・再使用容器の自主回収認定について、段階的な運用を行います。

3. リサイクルする容器包装の定義（対象）を見直し、環境負荷の低減を進めます
 - ・リサイクルする容器包装の定義（対象）を、消費者感覚に適合するよう見直します。
 - ・「その他プラスチック」の中からマテリアルリサイクルに適した容器包装を特定し、新たな対象品目を設けます。
 - ・リサイクルを実施する場合には、より環境負荷の少ない再商品化手法を優先します。

4. 費用負担の不公平を解消し、循環コストの低減をはかります
 - ・特定事業者は、収集義務率の範囲で収集から再商品化までの役割を担い、自ら収集再商品化を行うか、指定法人に委託費を支払い、義務を履行します。
 - ・指定法人は、最も効率的な収集費で自治体や民間業者に収集業務を委託します。
 - ・指定法人が、自治体の協力を受けて、広域収集の実施等を促します。

5. リサイクルに不向きな容器包装に3 R負担金を課し、再使用容器の普及に充当します。

6. 統一した排出区分に基づいて識別表示を改善し、環境メッセージの表示を制度化します

7. 段階的なステップアップを目指し、次の見直しを5年後とします

【6】改正市民案・要綱

1) 基本理念と3Rを推進する各主体の役割

循環型社会形成推進基本法に則り、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)という、3Rの優先順位を明記します。

3R推進に必要な情報について、国、自治体、事業者が消費者にわかりやすく公開することを義務とします。

例えば、「収集費用」「選別残渣」「落札価格」「再商品化残渣」「再商品化に不適合な容器包装」「再生品販売額と再利用状況」「容器包装別の再生利用率(再生品利用量÷販売量)」「指定法人の環境報告等」「容器包装LCA」「新開発容器包装の環境影響情報」「一般廃棄物の減量効果」「自治体廃棄物会計」「環境負荷低減効果の検証結果」等

各主体の役割を明記し、環境負荷の低減を進め、循環効率向上と容器間不公平の解消をはかります。

【事業者の役割】

特定事業者(特定容器の製造事業者と利用事業者及び輸入業者、特定包装の利用事業者と輸入業者)は、まず始めに容器包装廃棄物の回避に努め、リターナブル容器の優先的な採用や環境負荷の少ない容器包装の選択、循環コストの低い容器包装の選択に努めます。

特定事業者は、容器包装が廃棄された後のリサイクル(収集から再商品化まで)の役割を担い、リサイクルの各工程での環境負荷の低減や技術開発等に努め、最終的にその費用を商品の価格に含めます。

容器包装には、国の定めたリユースマークや、リユースやリサイクルの意義や効果などを表現した環境メッセージ、消費者にわかりやすく改善された識別表示を表示します。

【消費者の役割】

消費者は大量消費型のライフスタイルを見直し、事業者と協力して3Rを推進する役割を担い、3Rの優先順位に則った商品選択をすることに努めます。

使い終わった後は、マークに基づいた適正分別に努め、リユースマークの品目はお店に返し、リサイクルする品目は分別排出します。

【国の役割】

3R推進効果を検証する第三者機関による評価を行い、情報開示を行います。

市民の評価を取り入れ、3Rに先進的に取り組む事業者の表彰を行います。

リターナブル容器を普及するため、望ましい品目の特定や目標利用率の設定、規格統一の推進などを行い、再使用容器の支援に努めます。

リユースマークの統一や識別マークの改善など、消費者に分かりやすい環境表示や識別表示を制度化します。

消費者の分別排出を促し、広域収集を可能にするため、排出区分を統一します。

【自治体の役割】

地域の環境管理の責任として、事業者の担う分別収集をチェックし、トラブルへの対応や苦情処理等を担います。また、住民への啓発や広報を進め、事業者と消費者の3R推進を補佐します。

学校での3Rの優先順位に則った環境教育の推進や地域での再使用容器採用事業者への直接支援等に努めます。

2) リユース、リサイクルの推進

【A】再使用容器の普及

1) 品目を特定し、再使用容器の目標利用率(リユース率)を定めます。

国は、再使用容器が望ましい品目を特定し、目標リユース率を定めます。目標を下回った場合には特定品目の使い捨て容器に3R負担金を課し、次項の『回収支援金』に振り向け、直接支援を強化します。

2) 再使用容器を回収した販売事業者に対して『回収支援金』を直接補助します。

指定法人は、国の認定を受けて、再使用容器を取り扱う販売事業者に対し、回収本数に応じた『回収支援金』を補助します。単価は再使用容器にデポジット(預かり金)を上乗せ販売しても、価格競争力が維持できる金額とし、原資には「3R負担金」を充当します。

3) 自主回収の認定制度は段階的に運用します

自主回収認定について、導入初期には一定程度の回収率から認め、経過年次に応じて段階的に引き上げることとします。但し、自主回収してもリサイクルする容器包装は、現行どおり「おおむね90%」とします。

【B】リサイクルする容器包装の対象と再商品化手法の見直し

1) 消費者感覚にあわせて、容器包装の定義(対象)と区分を見直します。

国は、素材が同じで容器包装と同じような機能を果たすものや、サービスの提供に付随するもの(有料のレジ袋やクリーニングの袋など)も容器包装リサイクル法の義務対象に含めます。

国は、「その他プラスチック」の対象について見直し、マテリアルリサイクルなど質の良いリサイクルが可能な「(仮称)良質プラスチック」と、それ以外の「その他プラスチック」に分割します。
(「(仮称)良質プラスチック」の対象品目は、ボトル、レジ袋、キャップ、白色トレイ等が想定されます。)

2) 分別収集の排出区分を統一します。

国は、消費者の分別排出を促し、広域収集の実施を促すため、全国統一の排出区分を定めます。
(例えば、ワンウェイびん、缶、PETボトル、良質プラスチック、その他プラスチック、紙パック、ダンボール、その他紙などが想定され、積載区分との連動も求められます。お店に返すリターナブルびんは別区分を想定します。)

3) リサイクルする容器包装では、環境負荷の少ない再商品化手法を優先します。

リサイクルの手法については、より環境負荷の少ないことが明らかにされた手法を優先します。

【C】収集費用(収集・分別・保管費)の製品価格への内部化

1) 事業者には、収集・分別・保管の『収集義務』を定めます。

事業者には収集・分別・保管の義務を定め、収集量に対しては現行法の再商品化義務を適用します。

2) 収集義務を担う事業者は、『現行の特定事業者』とします。

収集義務は、現行の再商品化義務の特定事業者(特定容器の製造事業者と利用事業者及び輸入業者、並びに特定包装の利用事業者及び輸入業者)が担い、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールも対象容器となります。

3) 収集義務量は、販売量に応じた『収集義務率』として定めます。

国は、容器包装別に、収集実績を若干上まわる数値で収集義務量を定め、販売量に応じた『収集義務率』を定めます。特定事業者は、収集義務率を達成するため、自ら集めるか指定法人に委託費用を支払うことで義務を履行します。収集義務率は、実績に応じて段階的に引き上げます。尚、義務率を定めるにあたっては収集量の定義や算定方法を統一します。(例えば、市中から収集選別し残渣を取り除いた後の資源化量とするなど)

【4】事業系容器包装』も収集義務率の対象に加えます。

収集義務率の分母を販売量とすることで事業系の販売量も対象とします。尚、事業系容器包装を、事業所負担でリサイクルするものは事業所の自主回収として回収量のみ統計的にカウントし、自治体が負担してリサイクルされているものは収集再商品化義務に加えます。

【5】現行法の『再商品化義務』については、継続します。

自治体が、指定法人の委託を受けずに分別収集した場合でも、現行法の分別基準に適合していれば、特定事業者に再商品化義務を継続します。この分別収集量は、次の収集義務量に自動的に加算します。

【D】リサイクルに不向きな(適さない)容器包装への『3R負担金』の設定

国は、リサイクルに不向きな(適さない)容器包装を特定し、特定事業者に対して、販売量に応じた「3R負担金」を指定法人に支払うことを定めます。(例えば、乳白色や緑色のびん、塩化ビニール製や複合素材などが想定されます。)負担金の単価は、同種のリサイクルする容器包装の収集再商品化費用を上回る金額とします。但し、特定事業者が、自ら回収した量は販売量から差し引くことを認めます。

【E】排出区分の統一と環境表示の制度化

国は、「(仮称)良質プラスチック」と「その他プラスチック」を区別するなど、排出区分(集められ方)が消費者にわかりやすいように「識別表示」を改善します。また、再使用容器に表示する「リユースマーク」の統一やリユースやリサイクルの意義や効果等について、環境メッセージ(環境表示)として制度化します。

3) 運用システムの改善

【1】指定法人の役割

- ・ 3 R 負担金を原資として、再使用容器の普及業務を行います。
- ・ 登録した事業者のデポジット(預かり金)について、全国的な払い戻し業務を行います。
- ・ 特定事業者の委託を受けて、自治体もしくは民間業者に分別収集を委託します。
- ・ 自治体の協力を受けて、広域収集の実施を進めます。

【2】第三者検証機関の任命

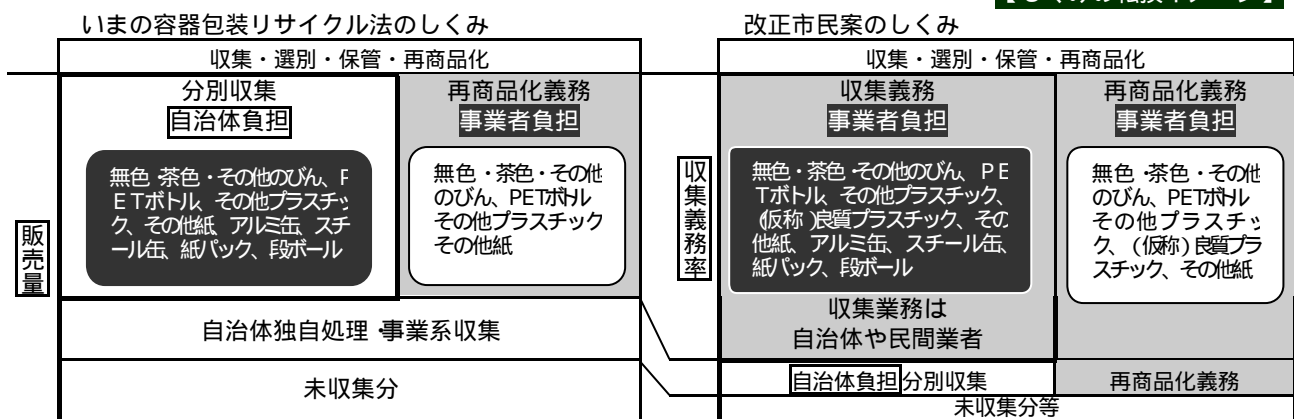
国は、3 R 推進効果の検証のため独立した第三者機関を任命し、「リサイクル率等の定義と計算手法の統一」、「環境負荷低減効果」、「容器包装 L C A による環境負荷評価」等を行い、情報公開を進めます。

4) その他

国は、薬品や殺虫剤、有害化学物質の容器など特別な管理処理が必要なものについては、容器包装リサイクル法の対象から外し、事業者の100%回収を求めため、別途特別措置法の管理対象とします。

次の見直し期間については、改正施行後5年に短縮します。

【しくみの転換イメージ】



【資料編】 中間のまとめからの主な修正ポイント

改正市民案は、様々な分野の方々との意見交換で明らかになった課題について補強し、全国から寄せられた市民の意見をできるだけ盛り込みながら、全体を見直しました。めざす社会をはっきりさせ、改正ポイントを明確にしました。さらに自治体の役割や消費者の役割も明記し、消費者の環境配慮行動を促す具体的にしくみや運用制度の改善も盛り込みました。そして、法案に近い順番で構成し直しています。

『中間のまとめ』から修正した主なポイントとその理由は以下のとおりです。

中間のまとめ『改正概要』	主な修正ポイント
<p>1) 国は、容器材質別の生産量に応じ、容器製造事業者に対する『収集義務率』を定めます。</p> <p>国は、<u>容器材質別に、事業系も家庭系も含む生産量</u>に応じた『収集義務率』を設定します。</p> <p>容器製造事業者は、『収集義務率』を達成するため自ら集めるか、自治体や民間業者に収集を委託することを通じて、その費用を負担し、収集義務を履行します。</p> <p>『収集義務率』を容器製造事業者に定めることで、制度へのただ乗り事業者をなくします。</p> <p>容器製造事業者は、<u>負担した収集費用(再商品化費用を負担した場合はその費用も含む)について、容器の売り渡し価格に上乗せして容器利用事業者へ販売します。</u></p> <p>容器製造事業者及び容器利用事業者は、<u>容器包装の価格に含めて支払った『負担金』の額について、指定法人に報告することを義務付けます。</u></p> <p>収集義務率の分子となる収集量については、法改正時点での<u>リサイクル回収量を上回る数値</u>で設定し、義務率100%に近づくように、順次、義務率の引き上げを行います。</p> <p>2) 現行法の『再商品化義務』については継続します。</p>	<p>趣旨に変更はありませんが、より明確にするため、「容器材質別」を「容器包装別」に修正しました。また、「生産量」では出荷されていない量も含まれるため、「販売量」に修正しました。尚、補足文に記載のあった「事業系一般廃棄物」についての記載をわかりやすく、明確にしました。</p> <p>『収集義務率』を定める事業者については、全国ネットで確認してきた拡大生産者責任の理念に立ち返り、もっとも重い役割は容器包装を作り、選んだ事業者にあることを明確にし、現行法どおりの特定事業者が担うこととしました。</p> <p>製造事業者と利用事業者の力関係で不平等な取り引きとならないような仕組みを定めた、この規定は削除します。</p> <p>趣旨に変更はありませんが、表現は「リサイクル回収量」を「収集量」に修正しました。また、事業者団体によって、その定義が異なることから、「収集量」等の定義を明確にすることを付記しました。</p> <p>2) 変更ありません。</p>
<p>1) ごみを減らす</p> <p>リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明記します。</p> <p><u>3Rの推進責任は事業者にあります</u>が、その費用は製品価格に含めることを明記します。</p> <p>3Rの推進に必要な情報については、国、自治体、事業者に公開の義務を定めます。</p>	<p>容器包装リサイクル法の上位法である、「循環型社会形成推進基本法に則り」という文言を付記しました。</p> <p>「責任」という文言は、債務不履行による損害賠償の責任を示唆するため「役割」に修正し、また、費用をそのまま製品価格に転嫁することを求めているのではないことから、事業者の役割を具体的に明記しました。</p> <p>変更ありません。</p>

2) リターナブル容器を増やす

国は、リターナブル容器が望ましい品目を特定し、容器利用事業者が達成すべきリターナブル容器の『利用率』と『回収率』を設定します。

『利用率』が未達成の利用事業者には課徴金を課すこととし、徴収した課徴金は、指定法人が行うリターナブル容器の普及業務に当てます。

『回収率』が未達成の利用事業者は、指定法人が行うデポジット制度に強制的に参加しなければならないこととします。

指定法人の業務に、リターナブル容器の普及業務と共にデポジット金払い戻し業務を追加し、事業者による『回収率』の達成をサポートするものとします。

3) リサイクルを促進する

国は、特定のリサイクル容器について事業者が守るべき『回収率』を設定します。『回収率』が未達成の事業者は、指定法人が行うデポジット制度に強制的に参加するものとします。

消費者の排出実態に照らし、容器包装の定義を見直します。

リサイクルの手法について優先順位を明確にし、もう一度同じ容器包装の原材料として再生利用することが可能な品目については、容器包装の原材料としてのリサイクルを優先します。材料リサイクルについては、現行どおり、ケミカルリサイクルよりも優先します。

国は、リサイクルに不向きな容器包装を特定し、3R推進のための課徴金を賦課することとし、徴収した課徴金は、指定法人が行うリターナブル容器の普及業務に充当します。

4) 次の見直しは改正施行後、5年に短縮する

この規定は、容器製造時課徴金制度をソフトランディング（軟着陸）型に変形したものでしたが、“これからリターナブルびんを増やそう”とする現段階においては、「課徴金」という手法への抵抗感が強いことからこれを見直し、販売事業者への「回収支援金」という経済的な、直接的な支援手法を盛り込むこととしました。

品目を特定して目標利用率（リユース率）を定めることは継続して盛り込みましたが、「課徴金」という表現は、独占禁止法などにしかない極めて重い用語のため「3R負担金」に見直しました。

罰則的にデポジットを規定すると、リターナブル容器だけが割高になり、売れなくなる懸念があるので、「回収支援金」により事業者の自発的採用を促しても割高にならないしくみに変更しました。

『回収率』規定は削除しましたが、指定法人の業務追加については変更ありません。

尚、自主回収認定の運用改善を加えました。

現行制度でも農薬等は特別法の対象となっていることから、「薬品や殺虫剤などの容器包装」についても安全管理を徹底するため、容器包装リサイクル法の枠組みから外し、別途特別法の対象に位置付けました。

基本的に変更ありませんが、「その他プラスチック」については、マテリアルリサイクルができる質の良いプラスチックと、ケミカルリサイクルしか向かない質の良くないプラスチックがあることから、明確に分けることを加えました。

現行の単純な材料リサイクル優先の運用について、「その他プラスチック」では問題が生じていることから、この規定を見直し、環境負荷の少ない手法を優先することとしました。

「課徴金」は「3R負担金」に改めます。

尚、消費者の環境意識を高めるため、わかりやすい識別表示の改善や環境メッセージ表示（環境表示）の制度を新たに盛り込みました。

4) 変更ありません。

【資料編】 改正市民案 Q & A

【請願署名に関する補足】

Q 1 . 署名の中で例示された、容器製造時課徴金や自動販売機規制は怎么样了のですか？

A 1 . 改正市民案づくりでは、多様な意見による議論を深めつつも、全国ネットから審議会委員を送り出したり、事業者団体との意見交換や学識者との懇談会を進めるなど“具体的に実現すること”を目指してきました。こうした基本的スタンスに基づき、まずは高い志は変えずに実現可能性の高い内容で、制度としての整合性を保ちながら、しかも多数の市民意見を盛り込むような形で完成したのが『改正市民案』です。改正市民案の方向で実現できれば、社会のしくみが大きく変わり、その効果が期待されますので、「自動販売機規制」という強い規制については盛り込みませんでした。

また、「中間のまとめ」をたたき台とした多数の意見交換を通じて、3Rを推進する経済的手法としてはポジティブ（前向き）なしくみが望ましいことがわかりましたので、『回収支援金』という直接的な支援制度を盛り込むこととしました。署名で例示した「容器製造時課徴金制度」については、ソフトランディング（軟着陸）型に変形した『目標利用率』としてその考え方を盛り込み、「デポジット制度」については、事業者の自主的採用が進むように『指定法人に全国的な払い戻し業務を追加』し、『回収支援金の単価を配慮して設定する』こととしています。

【リユース普及について】

Q 2 . リターナブル容器は普及するのですか？

A 2 . リサイクル容器の収集費が事業者負担となり、さらに数値目標が設定され、販売事業者への回収支援金が助成され、自主回収認定の運用も改善されますので、普及のための条件は整います。

すぐにでも採用可能なのが宅配型ビジネスです。スーパーの配達も新しく始まっていますが、配達時に空容器を回収することができますから、スムーズな採用が可能です。さらに店頭販売にも広げるためには、『リターナブルびんは、必ずお店に返す』ことを消費者が意識化、習慣化することが不可欠です。

Q 3 . 消費者の環境マインド（意識）は変わるでしょうか？

A 3 . 単に費用負担の見直しだけでは難しいかもしれませんが、改正市民案は、容器包装に3Rの環境メッセージやコストインセンティブ（価格誘導）を盛り込むこととし、また環境教育や消費者教育の積極的な推進についても、国や自治体の役割と位置付けています。こうした、総合的な取り組みの相乗効果により、消費者の環境意識も高まってゆくものと考えます。

Q 4 . リターナブル容器が望ましい品目は、どうやって決めるのですか？

A 4 . 国が、まずは今でもリターナブルびんが使われている、ビールやお酒などから優先的に特定し、順次、他の製品にも広げてゆくことを想定しています。現在のレベルから段階を踏んでステップアップしてゆきます。

Q 5 . 回収支援金が補助されると、業務用が多いビールが一番得をするのでは？

A 5 . 支援金の趣旨からは、対象は主に家庭系販売とすべきであり、自主回収のコストがかさむのも一般家庭からの回収です。従って、業務用は対象外と考えます。

Q 6 . リターナブル容器普及の原資とする3R負担金には事業者の反対が強いのでは？

A 6 . 確かに、「環境税」と同じように、反対意見が強いかも知れません。しかし、同種のリサイクルしている容器包装は収集から再商品化の費用を負担するわけで、リサイクルに向かない容器包装だけに負担がなく、自治体が収集して焼却埋立される（税負担のまま）ということこそ逆優遇で、3Rの優先順位に矛盾します。

市民としては、本来、そのような容器包装は使わないでほしいのですが、改正市民案では“生産禁止”とはせず使用については認めつつも、容器包装の廃棄処理費に変わる負担として、3R負担金を課すこととしたのです。この3R負担金を原資として、「処分 リサイクル リユース」と2段階も優先するリターナブル容器の普及に充当するわけですし、また事業者には他の容器包装に代替する選択肢もあるわけですから、「環境税」よりも事業者の納得性は高いのではないのでしょうか。もちろん、事業者が自主回収したものには課されません。

なお、目標リユース率を下回った場合の「3R負担金」については、そもそも負担金を請求することが目的ではなく、事業者が自主的に目標達成することを誘導するためのしくみですから、実際に負担するケースは少ないのではないかと想定されます。

Q 7 . デポジットシステムはどうなりますか？

A 7 . リターナブル容器を採用した事業者が、回収率を上げるため積極的に採用すると考えられます。特に、預かり金を上乗せ販売しても価格競争力が維持できるような「回収支援金」を直接補助しますので『リターナブル容器の製品だけ高くなる』というデメリットがなくなります。しかも、指定法人が、広域でデポジットシステムを運営しますから効果的です。

【リサイクルする容器包装について】

Q 8 . その他プラスチックのリサイクルは進むのですか？

A 8 . 現在、その他プラスチックのリサイクルが進んでいないのは、消費者の分別がわかりにくいことや、自治体の収集コストがかさむことが大きな原因です。改正市民案では、容器包装の定義（対象）を見直しますので、消費者が分別しやすくなります。また、収集費は事業者が負担するようになりますから、その他プラスチックのリサイクルは大きく進むと考えられます。

Q 9 . その他プラスチックの材料リサイクルには課題があるようですか？

A 9 . その他プラスチックを材料リサイクルしようとする、半分が残渣として処分される場合があるようです。このため改正市民案では、単純にマテリアルリサイクルを良しとするのではなく、より環境負荷の少ない手法を優先する（優先して入札する）こととしています。尚、事業者への再商品化費用の支払を、“後払いとして結果をチェックする”ようなしくみの改善も必要です。

Q 10 . ようやく回収率の上がったPETボトルが、中国に輸出されていると聞きましたか？

A 10 . そもそも、『収集コストに悩む自治体が、少しでも税負担を減らそうと有価で輸出した』ということのようですが、これは国内のリサイクルシステムを崩壊させかねませんし、広域移動した中国ではカスケードリサイクル（劣化利用）で、環境負荷を増大する懸念があります。

改正市民案では、自治体の収集費負担をなくし、効率的な国内循環をめざしますので中国輸出とは相容れません。但し、脱法行為の懸念は残りますので、リサイクルのトレーサビリティ（追跡可能性）を徹底し、情報開示を進めることが不可欠と考えます。

Q 11 . 他の容器包装のリサイクルは、どのように変わのでしょうか？

A 11 . まず、「びん」_缶、「PETボトル」などの容器 to 容器リサイクルへの事業者努力が進むと考えられます。また「アルミ缶」や「スチール缶」、「紙パック」なども収集義務の対象になります。「その他ガラス（緑色等）」については、利用事業者や輸入業者の責任が強く問われることになり、「その他紙」については、循環コスト低減の観点からは現行のミックスペーパー（雑紙）としての収集を継続しながらも、その他紙の収集費を按分することが必要となってきます。

Q 12 . 収集義務率を達成できなかつたら、どうなるのですか？

A 12 . 販売量に対する収集義務率も事業者努力を促すためのしくみであり、守れなかつたらすぐに罰則というようなことではなく、まずは、国が指導、勧告（例えば自主回収のためのデポジットを勧告するなど）を行うべきと考えます。

【コストの負担について】

Q 13 . 事業者の負担が増え、経済に影響しませんか？

A 13 . 事業者が今の収集費をそのまま負担するものではありませんし、最終的には製品価格に含めるわけです。また、リユースやリサイクルを行う地域の循環産業も活発になりますから、経済全体としては停滞しないだろうと考えられます。

Q 14 . デフレ経済の中で、事業者が収集費を製品価格に上乗せできるのでしょうか？

A 14 . 例えば、PETボトルのいまの再商品化費用は500ml（26g）1本約1円の負担ですので、デフレ経済の中では、なかなか製品価格に上乗せできない（内部吸収せざるを得ない）のが実態です。（会計上は損金扱いが認められてはいますが）、改正市民案では収集費用も含めますので、例えば名古屋市の収集単価で計算すると、PETボトル1本の総リサイクル費用は約5円*になりますから、内部吸収は困難と考えられます。

* 26g (PETボトル1本) × 48 円/kg (2004 年再商品化委託単価) + 140 円/kg (2003 年名古屋市単価) = 5 円/本

従って、望ましい価格への反映の仕方として、例えば、年度ごとに収集から再商品化の標準費用を国が提示するなど新たなしくみが必要と考えられます。現行法においても、国の役割として、「再商品化に要する費用の価格への円滑かつ適正な反映のため、周知徹底をはかる」ことが定められていますから、この責務を国が着実に実行することが求められているといえます。

Q 15 . 消費者の負担はどのくらい増えるのですか？

A 15 . 改正市民案では、より環境負荷の少ない、より循環コストの安い容器包装への生産者の転換努力を促しますので、最終的に製品価格へ上乗せとなる費用は、現在試算される数値よりも少なくて済むものと考えます。しかも、製品価格に含めた負担が増えるとしても、収集の税負担がなくなるのが前提です。

さらに、複数年契約等しくみの改善や、広域収集によるリサイクルの効率化が進んだ場合には、全体としての負担は今よりも“ずっと”安くなると考えられます。

なお、収集の税負担がなくなれば、当然、地方税の減税が必要ですが、方向性としてはむしろ、税負担の大幅に低減した自治体が、地域医療や地域福祉の中で生活弱者を支援したり、生ごみリサイクルにチャレンジしたりするなど、地域住民への積極的な還元が求められます。

【しくみについて】

Q16 しくみとしてはわかりましたが、現実の運用はうまく行くのでしょうか？

A16 . 実際には、収集義務率の設定により、現在分別収集を実施している自治体が、概ね収集業務を受託すると思えますので、転換期には自治体が収集しつつ費用は事業者が負担する形になります。その次に、指定法人がコントロールしながら、段階的に広域収集や収集再商品化の一貫事業へと移行することを想定しています。なお、契約により収集義務率を超えて収集量が確保できるような場合には、委託される業者がいない地域が生じる可能性もありますが、その場合には、自治体が一般廃棄物管理の責任として収集業務を行うことになりますから、混乱は生じないと考えられます。

Q17 . 指定法人に、役割が集中し過ぎませんか？

A17 . 分別収集が始まった1997年に比べれば、指定法人の情報公開も少しずつ進んできました。改正市民案では情報公開を義務としますので、より透明性が高まります。このため、制度の転換にあたっては、まずは現行システムを継続してソフトランディングし、更なる課題については、次の見直しでステップアップすればよいのではないかと考えます。

Q18 . 自治体が収集した後に事業者が補助金を支払うのではダメですか？

A18 . 事業者に廃棄後の役割も拡大する(生産段階で3Rを推進する)ことを基本理念としますので、後払いでは不十分です。また循環コストの低減をはかるためにも、収集から再商品化までの一貫事業を実現することが必要です。

Q19 . 自治体や民間に収集委託する場合、委託単価はどうするのですか？

A19 . いまの自治体の収集費用が不明ですので、転換時には、国がトップランナー方式などにより、最も効率的な場合の収集費用について、目安として提示することが必要と考えます。が、現行法の「再商品化委託単価」と同じように、順次、競走によるコストダウンが進むことを想定します。

Q20 . ただ乗り事業者対策については、どうするのですか？

A20 . 現在、量的には9割まで捕捉されています。今後も引き続き、補足率を高める働きかけを行うことが国の役割と考えます。

Q21 . 「排出区分に基づいて識別表示を改善する」とは、どういうことですか？

A21 . 改正市民案では、良質プラスチックとその他プラスチックを区分し、リサイクルに不向きな容器包装を特定しますので、こうした排出区分に沿って識別表示を見直すことを指しています。

Q22 . 集団回収は、どうなるのでしょうか？

A22 . 集団回収への助成金は自治体によってまちまちですが、分別収集単価の約1/10程度が補助されているようです。こうした社会的コストを低減する地域の取り組みは大切にすべきですが、方向性としては自治体から助成金を受けるのではなく、特定事業者の委託を受けた団体が再生業者に収集委託し、住民から買い取るようなしくみが望ましいのではないのでしょうか。

【その他】

Q23 . 廃棄物処理法を改正しないでも広域収集できるのですか？

A23 . リサイクル法は、一般法(廃棄物処理法)に対する特別法と考えます。既に、家電や家庭用パソコンで行われていますので容器包装も可能です。尚、容器包装リサイクル法の雑則の中で、廃棄物処理法の特例と規定することが必要です。

Q24 . 輸出品や輸入品などの場合はどうなるのですか？

A24 . 改正市民案も、現行どおり、輸入品の収集や再商品化義務は輸入業者が担います。輸出品については、輸出先の業者が相手国の国内法に則った対応をすることを想定しています。なお、日本のしくみが“関税障壁”と言われないように、国が“環境負荷低減”という世界共通の理念に基づき、関連諸国との調整をはかることが必要です。

Q25 . 当初は、サーマル・リカバリー(熱回収)の是非も検討していたようですが？

A25 . 確かに、単純焼却に代わる改善型処分の方法として検討しましたが、その後の検討により、まずは発生抑制を優先し、リユースやリサイクルを促進することが先決であるとの認識に至りました。再商品化の技術革新も日進月歩です。このため改正市民案では、熱回収をリサイクルの手法としては認めませんでした。

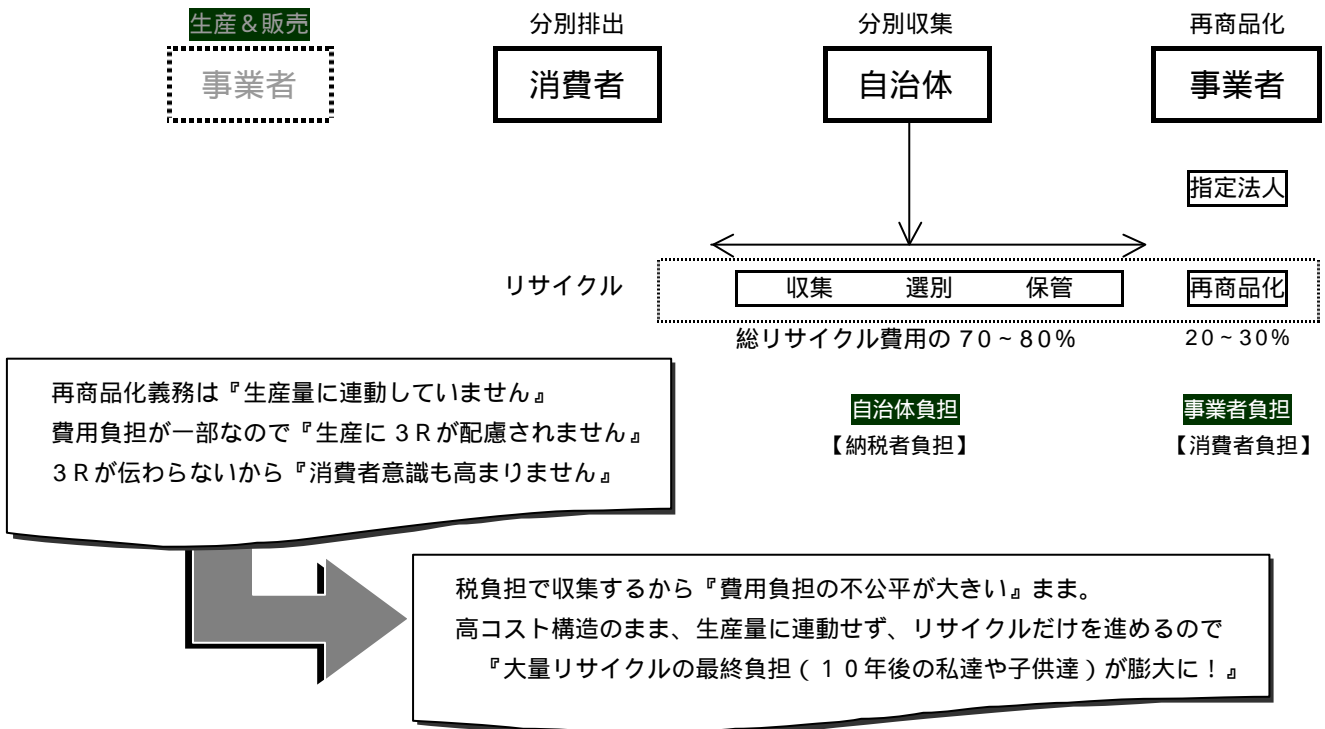
Q26 . 素材別の循環社会は、いつ頃、実現できるのでしょうか？

A26 . 拡大生産者責任という考え方を製品まで広げるためには、今回の容器包装リサイクル法の改正だけでなく、廃棄物処理法や資源有効利用促進法等も抜本的に改正することが必要となり、時間がかかります。但し、改正市民案を実現できれば社会のしくみが変わりますから、「素材別循環社会」の“まずは第一歩”と言えるのではないのでしょうか。そして、新しいしくみへの国民的合意形成が進んだ場合には関連法規も改正され、一連の制度が完成すると考えられます。

【図解】現行システム

3者の役割分担

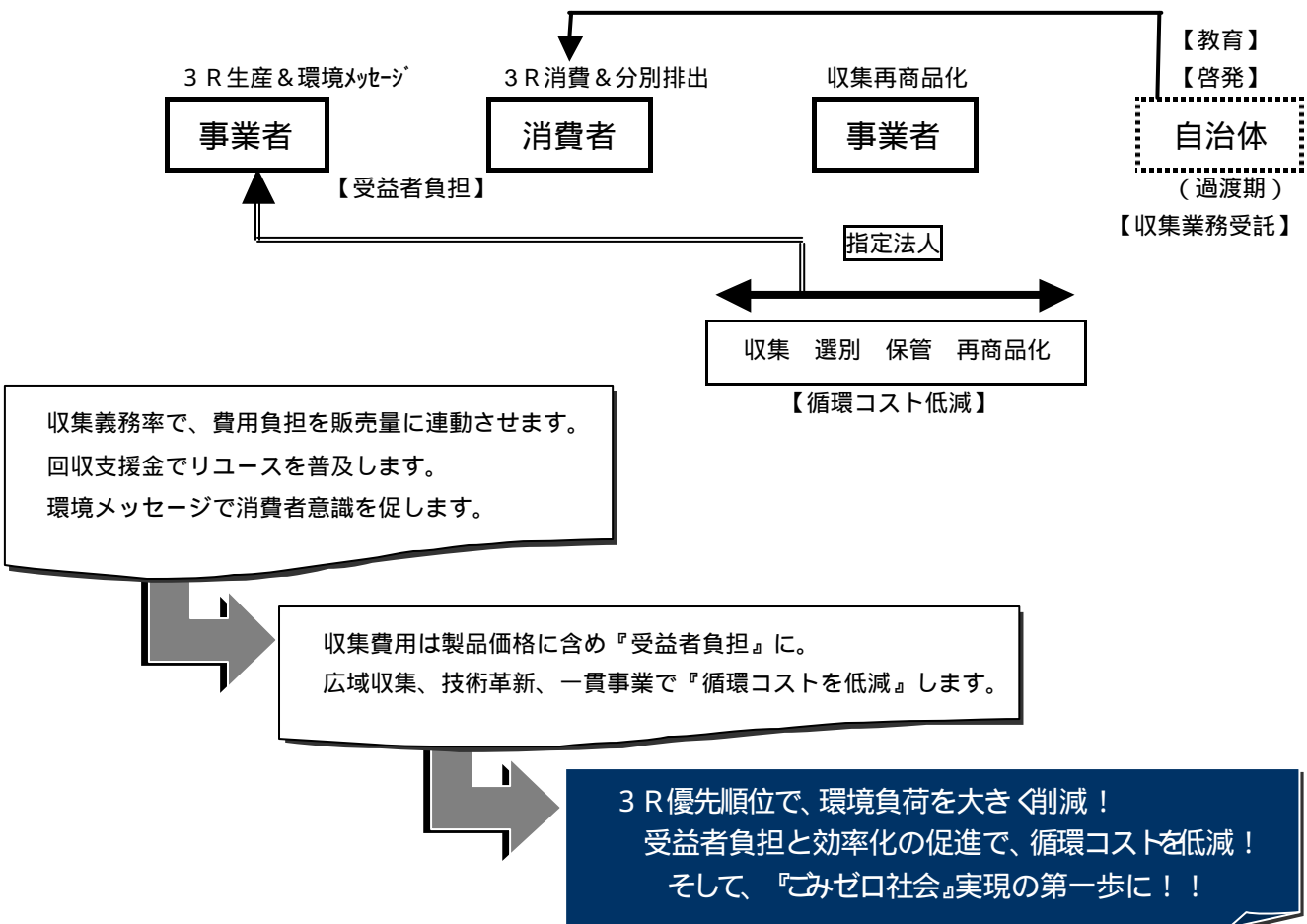
ごみになってからの“後始末分担”



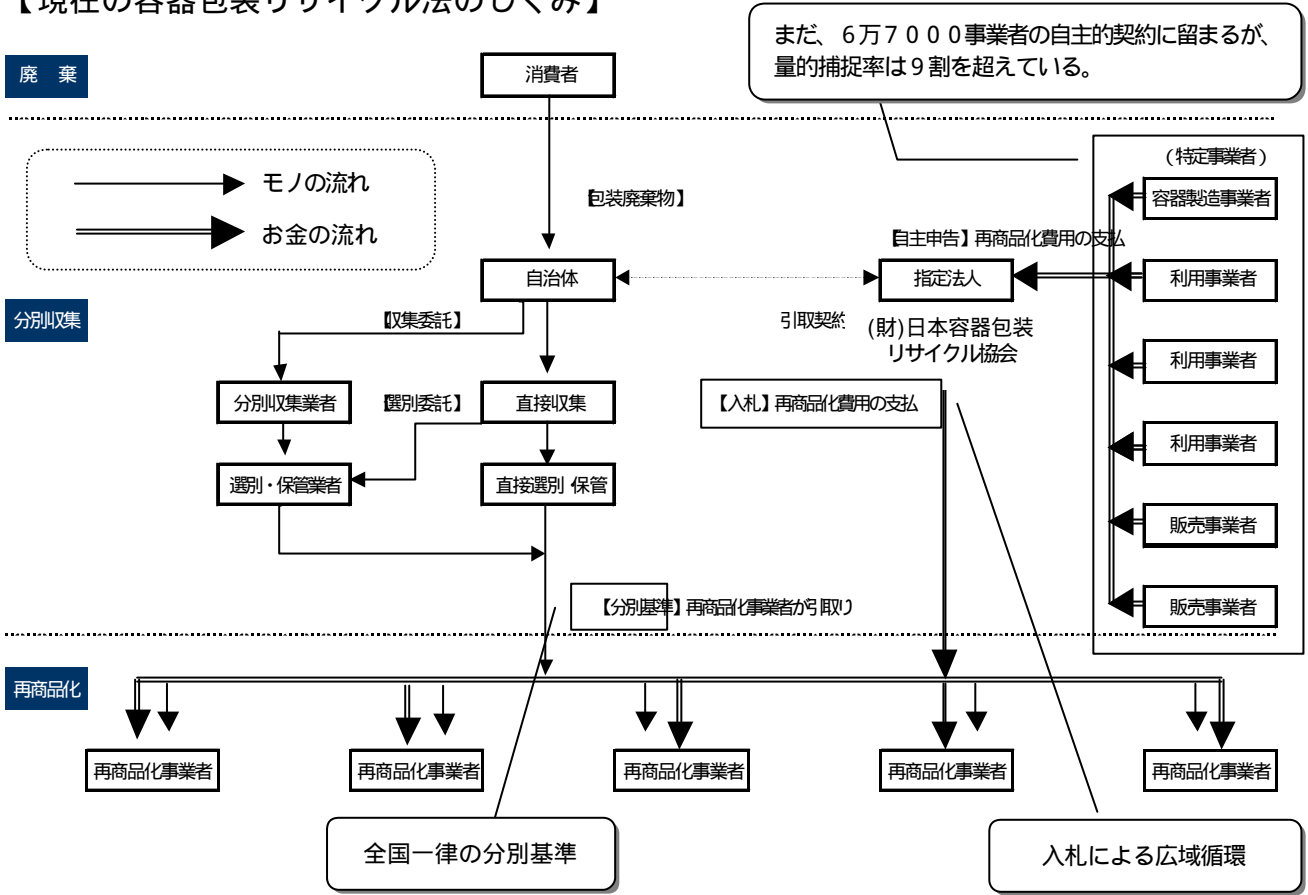
【図解】改正市民案

事業者&消費者の“受益者負担”

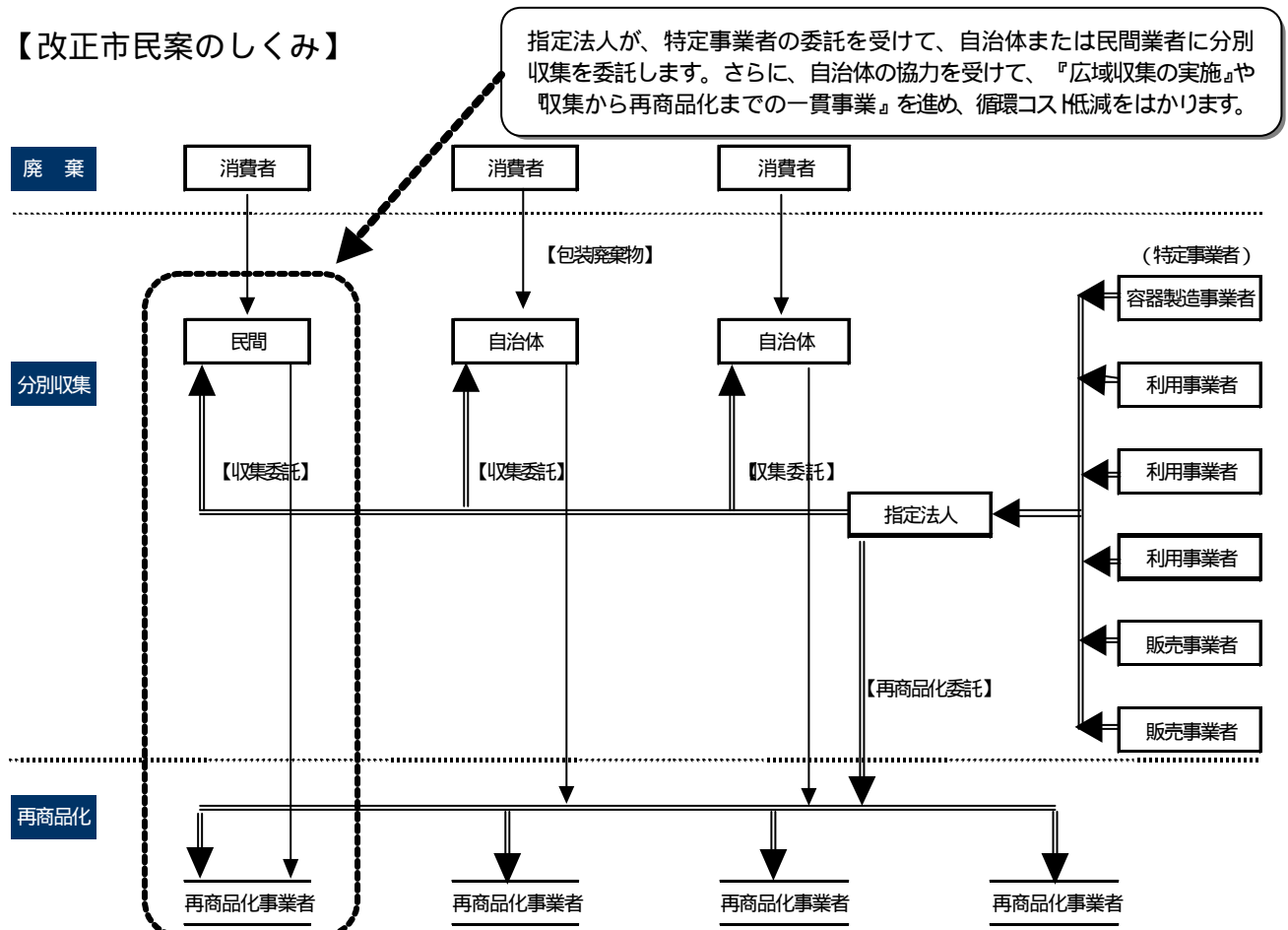
自治体はサポーターに！



【現在の容器包装リサイクル法のしくみ】



【改正市民案のしくみ】

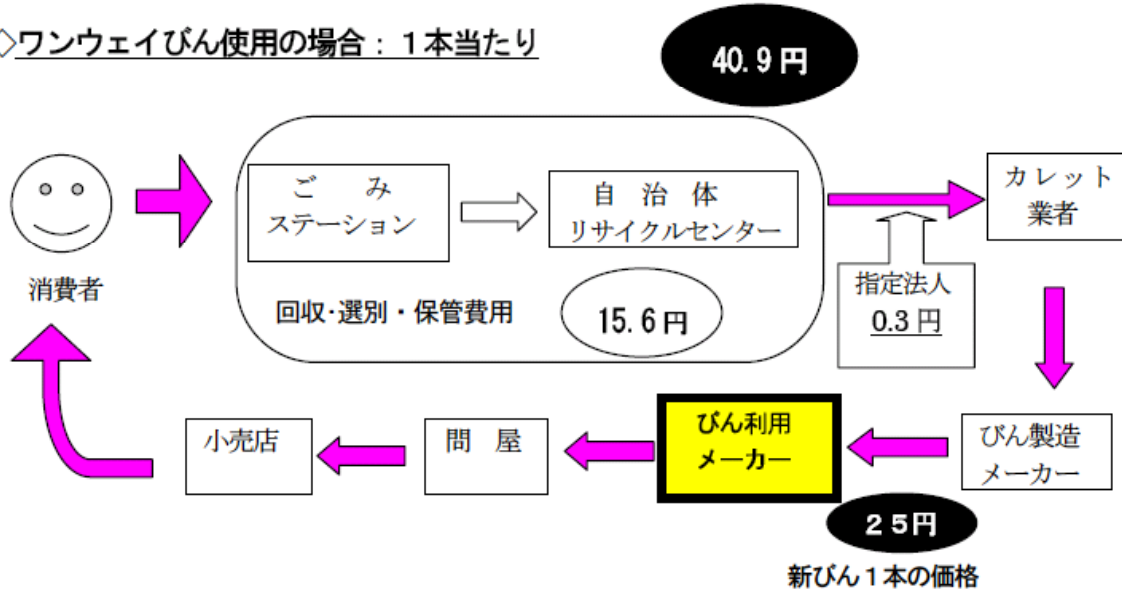


【事業者におけるリターナブルびん等使用の際のコスト分析】

出展：総務省 2003 年 1 月 『容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価書』 P.86 より

図 ワンウェイびんに係るコストの流れ (500ml の食酢びんのケース)

◇ワンウェイびん使用の場合：1本あたり



※ワンウェイびんのコスト = 40.9 円 (①+②+③)

(内訳) ①自治体の回収・選別・保管費用： 15.6 円

(名古屋市の H12 度の空きびん回収処理費用 65 円/kg×0.24kg(500ml 容器重量))

②新びん価格： 25 円

③容器包装リサイクル協会委託契約代金： 0.3 円

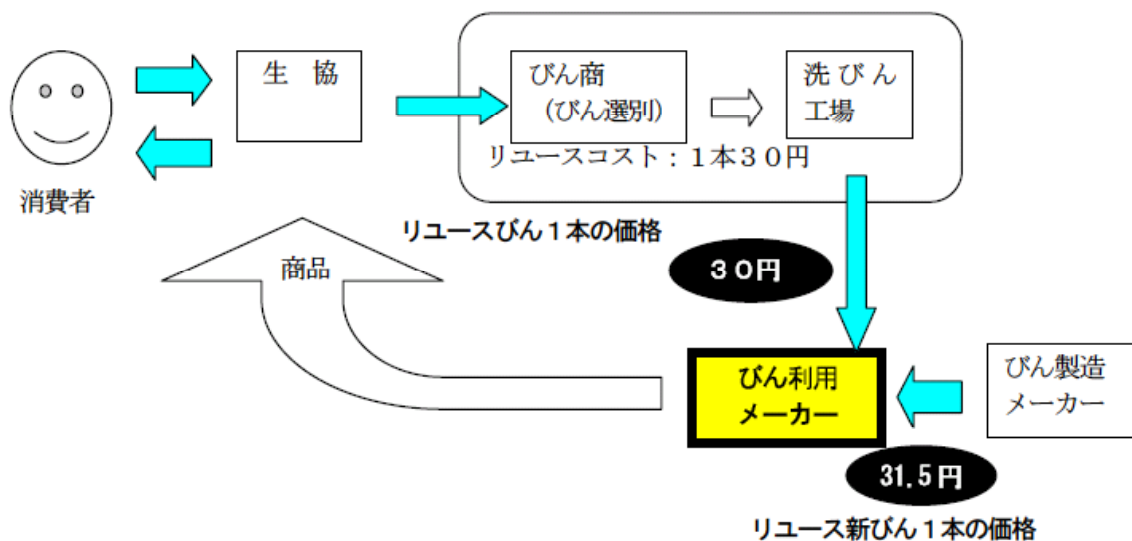
(容器重量×委託単価×算定係数=0.24kg×4.0 円/kg (H13 度無色ガラスびん) ×0.34(H13 度の無色ガラスびん食料品製造中身メーカーの算定係数))

◇リターナブルびん使用の場合：1本あたり

30 円

又は

31.5 円



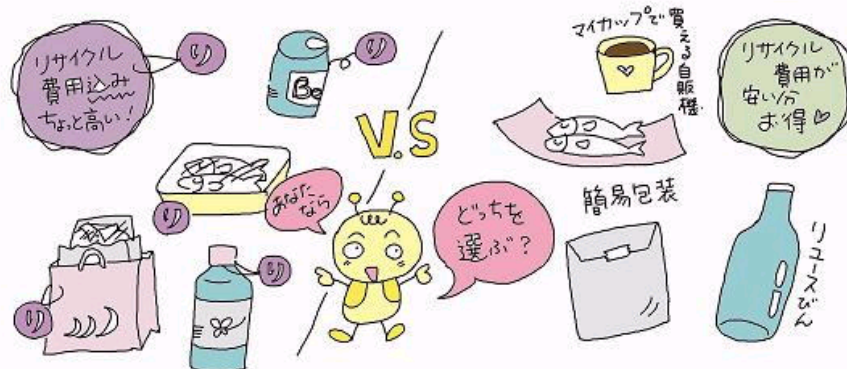
【資料編】 国会請願署名紹介議員一覧（敬称略）

第159回通常国会国会請願署名・紹介議員146名一覧【衆議院】

自民		公明		民主			共産	社民
浜田靖一	上川陽子	石田祝稔	伴野 豊	鉢呂吉雄	米澤 隆	高木義明	佐々木憲昭(2)	土井たか子(2)
木村隆秀	熊代昭彦	河合正智	牧 義夫	山内おさむ	中山義活	堀込征雄	塩川鉄也(2)	横光克彦
大村秀章(2)	菅原一秀	井上義久	内山 晃	横路孝弘	土井隆一	津村啓介	山口富男	阿部知子
鈴木淳司	大野松茂	高木陽介	近藤昭一	岩國哲人	仲野博子	笠 浩史(2)	3名	3名
小野晋也	鈴木俊一	西 博義	永田寿康	小宮山洋子	中津川博郷	平岡秀夫	5件)	(4件)
水野賢一	竹本直一	冬柴鐵三	河村たかし	下条みつ	田嶋 要	池田元久		
木村 勉	谷畑 孝	大田昭宏	岡本充功	鮫島宗明(2)	中塚一宏(2)	藤田幸久		
河野太郎(3)	中西一善	斉藤鉄夫	島 聡	建増拓也	梶原康弘	松野頼久		
衛藤征士郎	井上信治	池坊保子	前田雄吉	西村智奈美	佐藤謙一郎	高井美穂		
小杉 隆(2)	鈴木恒夫	9名	松崎公昭	渡辺 周	筒井信隆	松原 仁		
実川幸夫	田中英夫	9件)	井上和雄	荒井 聡	津川祥吾	松野信夫		
松島みどり	北村誠吾		古川元久	市村浩一郎	三井辨雄	岡島一正		
島村宜伸	平沢勝栄		長浜博行	大出 彰	宇佐美 登	佐藤公治		
伊藤公介	山口泰明		若井康彦	長妻 昭	藤田一枝	城島正光		
江渡聡徳	下村博文		島田 久(2)	羽田 つとむ	村越祐民	小沢鋭仁		
萩生田光一	今村雅弘		田中慶秋	細川律夫	高山智司	大畠章宏		
山本公一(2)	大前繁雄		中根康浩(2)	細野豪志	小宮山泰子	鈴木克昌		
34名(39件)			野田佳彦	小林千代美	鈴木康友(2)	和田隆志		
			計屋計宏	五十嵐文彦	平野博文	山花郁夫		
			菊田まきこ	篠原 孝	加藤公一	長島昭久		
			手塚仁雄	首藤信彦	阿久津幸彦	武正公一		
			樋高 剛(2)	高山智司	寺田 学	松本 龍		
			末松義規	武山百合子	松崎哲久	水島広子		
			佐々木秀典	鎌田さゆり	石毛えい子(4)			
			海江田万里	菅 直人(2)				
			97名(109件)					

第159回通常国会国会請願署名・紹介議員64名一覧【参議院】

自民	公明	民主		共産	社民	みどりの会議	無所属	
有村治子	風間 昶	郡司 彰	山本孝史	辻 泰弘	紙 智子	福島瑞穂(2)	中村敦夫(2)	黒岩宇洋
田浦 直	荒木清寛	大脇雅子	鈴木 寛	海野 徹	八田ひろ子(2)	淵上貞雄	1名	1名
松谷蒼一郎	白浜一良	西岡武夫	輿石 東	佐藤泰介	林 紀子	2名	(2件)	(1件)
陣内孝雄	浜四津敏子(3)	小川勝也	山根隆治	内藤正光	岩佐恵美(2)	(3件)		
清水嘉与子	弘友和夫	岩本 司	谷 博之	角田義一	小池 晃			
小斉平敏文	山下栄一	江田五月(3)	小林 元	岡崎トミ子	井上美代			
加藤紀文	木庭健太郎	浅尾慶一郎	勝木健司	直嶋正行	池田幹幸			
真鍋賢二	福本潤一	高嶋良充	櫻井 充	千葉景子	緒方靖夫			
加治屋義人	8名	福山哲郎(2)	小川敏夫	大淵絹子	西山登紀子			
上杉光弘	(10件)	森 ゆうこ	ツルネンマルティ(2)		大門実紀史			
仲道俊哉		峰崎直樹(2)			畑野君枝			
11名		30名(35件)		11名				
(11件)				(13件)				



【資料編】 容器包装リサイクル法改正を求める意見書の議会採択自治体一覧

(2004.12.22 現在) 33 自治体

都道府県	採択自治体							
北海道	札幌市	恵庭市	紋別市	阿寒町	江別市	石狩市(2)	小樽市	岩見沢市
	北広島市(2)							
青森県	青森市							
秋田県	大潟村							
岩手県	水沢市	北上市	一関市					
石川県	金沢市							
新潟県	上越市	長岡市	小千谷市	見附市	新潟市	三条市	小出町	加茂市
	潟東村	小国町	十日町市	大和町	燕市	広神村	湯沢町	
	塩沢町	中之口村	月潟村	柏崎市	分水町	岩室村	吉田町	
長野県	須坂市	高山村	飯田市	豊丘村	諏訪市	下諏訪町	南箕輪村	
	上田市	東御市	駒ヶ根市	塩尻市	岡谷市	富士見町	伊那市	
	丸子町	武石村	松本市	豊科町	原村	茅野市		
	佐久市	小諸市	長野市	坂城町	辰野町	箕輪町		
栃木県	宇都宮市	黒羽町	小山市	塩原町	鹿沼市	国分寺町	南河内町	高根沢町
	矢板市	那須町	大田原市	黒磯市	氏家町	湯津上村	西那須野町	今市市
茨城県	つくば市	守谷市	龍ヶ崎市					
山梨県	玉穂町	明野村	田富町	甲府市	下部町	長坂町	丹波山村	白州町
	増穂町	勝沼町	塩山市	双葉町	武川村	上野原町	忍野村	身延町
	山梨市	南アルプス市	昭和町	小淵沢町	高根町	敷島町	韮崎市	鯉沢町
	御坂町							
埼玉県	狭山市	小川町	鶴ヶ島市	三郷市	川島町	深谷市	羽生市	毛呂山町
	八潮市	越谷市	東松山市	吉見町	入間市	熊谷市	寄居町	川口市
	吉川市	春日部市	嵐山町	日高市	鳩山町	加須市	坂戸市	三芳町
	さいたま市	草加市	上尾市	越生町	鳩ヶ谷市	川島町	上福岡市	和光市
	蕨市	所沢市						
千葉県	千葉市	旭市	木更津市	印旛村	船橋市(2)	八街市	印西市	
	習志野市	鎌ヶ谷市	柏市	佐倉市	浦安市	酒々井町	白井市	我孫子市
	本埜村	市川市	八日市場市	流山市	東金市			
東京都	練馬区	目黒区	荒川区	豊島区	大田区	千代田区	渋谷区	小平市(2)
	板橋区	杉並区	葛飾区(2)	品川区	北区	足立区	文京区	町田市(2)
	江東区	新宿区	小金井市	八王子市	府中市(2)	三鷹市	稲城市	国立市
	港区	中野区(2)	東村山市	東久留米市	調布市	瑞穂町	狛江市	西東京市
	世田谷区	立川市	日野市	武蔵野市(2)	清瀬市(2)	多摩市(2)	国分寺市	東大和市
	武蔵村山市	昭島市	墨田区					
神奈川県	藤沢市	二宮町	大和市	綾瀬市	横須賀市	海老名市	座間市	平塚市
	鎌倉市	寒川町						
静岡県	浜松市	三島市	沼津市	長泉町	小山町	御殿場市	裾野市	静岡市
	富士川町	焼津市	富士市	富士宮市	芝川町	由比町	蒲原町	藤枝市
	島田市							
愛知県	犬山市	小原村	名古屋(2)	尾張旭市	立田村	春日井市	藤岡町	知立市
	下山村	半田市	東郷町	音羽町	御津町	三好町	碧南市	長久手町
	西尾市	吉良町	日進市	一宮市	蒲郡市	津島市	豊田市	岩倉市
	扶桑町	幸田町	大府市					
岐阜県	八百津町	恵那市						
京都府	向日市	京都市	木津町					
奈良県	三郷町	王寺町	桜井市	大和郡山市	橿原市	生駒市	斑鳩町	河合町
	広陵町	奈良市						
兵庫県	芦屋市	加古川市	神戸市	西宮市	宝塚市	尼崎市	三木市	三田市
	伊丹市	明石市	川西市	猪名川町				
大阪府	東大阪市	八尾市	岸和田市	柏原市	和泉市	堺市	高石市	豊中市
	富田林市	大阪狭山市	貝塚市	能勢町				
岡山県	倉敷市	赤坂町	熊山町	岡山市	芳井町	山陽町	吉井町	津山市
香川県	土庄町	池田町	さぬき市	牟礼町	豊中町	庵治町	三木町	観音寺市
	豊浜町	高松市	内海町	善通寺市	高瀬町	仁尾町		
福岡県	大木町	福岡市	宗像市	北九州市	那珂川町	福岡町	津屋崎町	古賀市
大分県	中津市	武蔵町	三重町	臼杵市	津久見市			

【資料編】 容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク参加団体・個人一覧

団体 214 団体) (2004.12.22 現在・敬称略)

北海道

循環(ぐるぐる)ネットワーク北海道(代表 神山桂一)
生活クラブ生協 北海道(理事長 伊藤牧子)

青森県

生活クラブ生協 青森(理事長 高村園佳)
NPO 法人エッグ(理事長 柏谷光陽)

岩手県

生活クラブ生協 岩手(理事長 熊谷由紀子)

宮城県

ACT53 仙台(代表 矢吹真理子)
デポネット 宮城(代表 木下牧子)

山形県

生活クラブ生協 山形(理事長 小島八郎)

茨城県

生活クラブ生協 茨城(理事長 森田時子)
生活協同組合 ハイコープ(理事長 砂押正男)

栃木県

生活クラブ生協 栃木(理事長 西谷弘子)
環境問題を考える会(代表 酒川靖一郎)
小山の環境を考える市民の会(代表 松島隆裕)

群馬県

生活クラブ生協 群馬(理事長 高野和代)
生活協同組合 パル群馬(理事長 中島義幸)
・ごみを考える広域ネットワーク(共代表 木村 茂、北爪郁子、清水俊昭)

埼玉県

埼玉県勤労者 生活協同組合 ユーアイコープ(理事長 関根正道)
生活クラブ生協 埼玉(理事長 末吉美帆子)
生活協同組合 ドゥコープ(理事長 中島拓子)
東松山 環境市民の会(代表 高松治)
市民ネットワーク所沢(代表 嶋原尊美)
埼玉県市民ネットワーク(代表 加藤佳子)
・自然を守る狭山リサイクルの会(代表 吉村七郎)
・アースワークス(代表 望月正美)

千葉県

生活協同組合 エル(理事長 平野都代子)
生活クラブ生協 千葉(理事長 池田徹)
市民ネットワーク・千葉県(代表 岩橋百合)
八千代自然と環境を考える会(代表 佐藤素子)
容器包装リサイクル法の改正を求める松戸ネットワーク

東京都

NPO 法人 Ecolink21 環境国際総合機構(理事長 花澤義和)
株式会社 エリックス(代表取締役 北田武夫)
小山田ごみ問題を考える会(代表 小林美和)
拡大生産者責任とデポジット制度の実現をめざす全国ネットワーク(代表 羽賀育子)
NPO 法人 環境自治体会議 環境政策研究所(所長 中口毅博)
NPO 法人 環境文明 21(代表 加藤三郎)
・グリーンコンシューマー研究会(代表 緑川芳樹)
廃棄物処分場問題全国ネットワーク(事務局長 大橋光雄)

・グリーンコンシューマー東京ネット(代表 永井進)
・古紙問題市民行動ネットワーク(代表 中村正子)
小平 環境の会(代表 馬場悦子)
NPO 法人 ごみ 環境ビジョン21(代表 田浪政博)
・ごみ問題5市連絡会(代表 坪井照子)
・三市ごみ連絡会(代表 高梨孝輔)
市民立法機構(共同事務局長 須田春海)
・JEAN(クリーンアップ全国事務局)(代表 小島あずさ)
首都圏コープ事業連合(理事長 太田朝昭)
杉並区消費者の会(代表 小澤千鶴子)
生活クラブ生協 東京(理事長 和田安希代)
生活クラブ生協連合会(会長 河野栄次)
全国公団住宅自治会協議会(代表 渡辺志げ子)
・ダイオキシン 環境ホルモン対策国民会議(代表 立川涼)
台東リサイクルネットワーク(代表 榊 善財裕美)
生活協同組合 東京マイコープ(理事長 増田レア)
全日本自治団体労働組合
全国びん商連合会(会長 今井一夫)
東京 生活者ネットワーク
・日本消費者連盟(代表 運営委員 富山洋子)
廃棄物を考える市民の会
地球環境とごみ問題を考える市民と議員の会
・東都生活協同組合
・日野市消費者運動連絡会(代表 吉田克美)
・びん再使用ネットワーク(代表 加藤一)
容器包装リサイクル法の改正を求めるごみ研究会(代表 小塚尚男)
容器包装リサイクル法の見直しを求める三多摩実行委員会(事務局長 服部美佐子)
・リサイクル洗びんセンター(所長 菅井真)
多摩市消費者団体連絡会(代表 斉藤陽子)
青梅の水とごみを考える会(代表 浜田尚子)
容器包装リサイクル法の改正を求める太田市民の会(代表 山口美知子)
容り法を変える多摩市の会(代表 山川陽一)
・たまごみ会議(代表 滝口直行)
・目黒 生活者ネットワーク(代表 工藤春代)
・人類生残!研究会(代表 田中正直)
国際環境NGO FoE Japan(代表 理事 岡崎時春)
・グリーンピース ジャパン
小金井のごみを考える - トンボの会(代表 向井加代子)
むさしのごみを考える会(代表 古林和佳子)
容器包装リサイクル法の改正を求めるむさしの実行委員会(委員長 石黒愛子)
・みみずの会 自区内処理をめざす立川市民の会(代表 鎌田裕)
社会福祉法人 きょうざれん 洗びんセンター(所長 菅井 真)
市民提案の循環型社会をめざす会(代表 向 時子)
町田ごみない倶楽部(代表 石井恵子)
日の出の森 支える会(代表 瀬戸昌之)
・すぎなみ環境ネットワーク(代表 熊倉健介)
練馬生活者ネットワーク(代表 高橋享子)
NPO 法人 東京都地域婦人団体連盟(代表 川島霞子)
森と水とごみの会(代表 内田ひさ子)
廃棄物学会消費者市民研究会(代表 羽賀育子)
羽田郷土大学(代表 磯辺憲一)
環境まちづくりNPO エコメッセ(理事長 丸山恵子)
みみずクラブ(代表 松本喜代子)
調布ごみ市民会議(代表 今村ひろみ)
国際青年環境NGO A SEED JAPAN(代表 宮腰義仁)
・文京区消費者団体連絡会(代表 遠藤寿美子)

神奈川県

・かながわエコライフ活動グループ(代表 樽川文子)
生活協同組合 神奈川ゆめコープ(理事長 齋藤文子)
川崎・こみを考える市民連絡会(代表 飯田和子)
NPO 法人 環境デザインセンター(代表 佐々木貴三江)
NPO 法人 環境文明 21(代表理事 加藤三郎)
生活クラブ生協 神奈川(理事長 岡村順子)
地球環境蘇生実践協会(代表 河千田健郎)
福祉クラブ生活協同組合(理事長 田川元子)
・エコネット(代表 青柳節子)
神奈川ごみ問題連絡会(事務局 三留央光)
港北くらしの研究会(代表 安藤光子)
・ちがさき・ごみ会議(代表 鈴木光子)
GO3の会(代表 秋吉 斉)
ネットワーク「地耕村」湘南(代表 吉田洋子)

新潟県

全国容器包装プラスチックリサイクル促進協議会(会長 飛田尚芳)
NPO 法人 地域循環ネットワーク(理事長 金子博)
新潟県総合生協(理事長 渋谷昭彦)

富山県

・ゴミとつき合うネットワーク(代表 吉川誠一)

福井県

・ナチュラルリス 敦賀 緑と水の会(代表 森本定雄)

山梨県

生活協同組合 コープやまなし(理事長 米山けい子)
生活クラブ生協 山梨(理事長 坂本美佐子)
NPO 法人 スペースふう(代表 永井寛子)

長野県

生活クラブ生協 長野(理事長 加藤美代子)
NPO 法人みどりの市民(代表 渡辺聖一)
・グリーンコンシューマー信州(代表 今村良子)
・グリーンクラブいしだ(代表 今村良子)

岐阜県

NPO 法人 中津川市民エコネット(理事長 加藤吉晴)
・ごみ問題を考える会(代表 高橋千賀子)

静岡県

NPO 法人 エコハウス御殿場(理事長 勝又さつき)
生活クラブ生協 静岡(理事長 赤堀ひろ子)
・「ゴミゼロプラン静岡市民ネットワーク事務局 壺阪道也」
静岡県西部ゴミ環境問題ネットワーク(代表 滌美邦夫)
NPO 法人リサイクル運動市民の会 静岡県本部(代表 山中恵美子)

愛知県

・アースクラブ岡崎市ゴミ問題を考える市民の会(代表 麻田和歌子)
・あいち生活協同組合(代表 小関鉄也)
愛知県消費者団体連絡会(代表 西村一男)
・エコライフ21(代表 小谷野錦子)
海部農業と暮らしを守る会(代表 中島美知子)
・くらし研す会(代表者 瀬川俊子)
JAUW(大学婦人協会 愛知県支部)
消費者行動ネットワーク(CAN)(代表 高橋正はじめ4名)
生活クラブ生協 愛知(理事長 前田裕子)
・ドイツの仲間namo
・株 中西商店
NPO 法人 森の番人(代表 宮本正道)
守山環境クラブ

藤前干潟を守る会(代表 辻淳夫)

・日進リサイクルネットワーク(代表 田口恵美子)
・中部リサイクル運動市民の会(代表 萩原喜之)
・中部よつ葉会(代表 木山純子)
・ネットワーク「地耕村」へきなん(代表 鈴木明美)
みの!会(代表 大口久枝)

滋賀県

NPO 法人 環境 ISO 自己宣言相互支援ネットワーク JAPAN(代表 清水博)
湖北町商工会(会長 城弟真治)
滋賀県地球温暖化防止活動推進センター(センター長 山岡完右)
財団法人 淡海環境保全財団(理事長 田口宇一郎)
滋賀県環境生活協同組合(理事長 藤井絢子)

京都府

乙訓地域エル・コープ設立準備会(佐々木郁子)
NPO 法人 気候ネットワーク(代表 浅岡美恵)
生活協同組合エル・コープ(理事長 石田紀郎)
生協連帯WILNET(運営会議議長 渡会恵子)
NPO 法人 木野環境
環境市民
ユニバーサルユース研究会(代表 山本みか)

大阪府

・Rびんプロジェクト(代表 西村優子)
・おおさか市民ネットワーク(代表 藤永延代)
消費生活研究会(代表 幸田維久子)
生活協同組合アルファコープおおさか(専務理事 生田喜和)
生活協同組合エスコープ大阪(理事長 山口節子)
生活協同組合連合会きらり(会長 山口節子)
千里山生活協同組合(理事長 渡会恵子)
NPO 法人ネットワーク地耕村(代表 高木善之)
・オルターナティブス(代表 二瓶一夫)
・さかい「地耕村」(代表 宮部 直)
NPO 法人とよなか市民環境会議アジェンダ21(理事長 河野猪太郎)
・わだち作業所(代表 光田邦二)

兵庫県

NPO 法人 クリーンライフ21(代表理事 丸本和子)
生活協同組合 都市生活(理事長 真田由美子)
みんなの地球ネット(代表 岩田清美)
ボランティア団体自然発未来行き人と自然のネットワーク代表者 岩田倅典)

奈良県

生協準備会ウィル・コープなら

和歌山県

熊野環境会議(代表 小野正治)

島根県

・まつえ「地耕村」(代表 中村一人)

岡山県

・エコウエーブおかやま(代表 高瀬喜与江)
虹と緑の500人リス運動(事務局 横田えつ子)
・ネットワーク「地耕村」吉備おかやま(代表 白神素子)
・ネットワーク「地耕村」吉備くらしき(代表 平田かおる)

広島県

・ネットワーク「地耕村」みはら(代表 安藤志保)

徳島県

- ・コープ自然派生協徳島 (理事長・八木正江)
- ・なると「地球村」(代表・芝 佳子)
- 阿南ふれあい生活学校 (代表 尾崎範子)

香川県

- ・豊島は私たちの問題ネットワーク (代表神野 明)
- ・小豆島環境とくらしの会(代表・南 重子)
- ・エコライフ・小豆島 (代表富田恒子)
- ・西さぬき「地球村」(代表 合田和稔)
- ・まるかめ「地球村」(代表・秋山 陣)

高知県

- ・高知こだわりコープ (代表・五島保子)
- ・「地球村」高知 (代表 新本勝庸)
- ・ライ婦サークル (代表 串間和子)
- ・こみを本当に減らそうよの会 (代表 吉川豊子)
- 高知土と生命を守る会 (代表 井上正雄)

愛媛県

- 地球遊子(代表 岩崎美枝子)
- ・えひめ生活センター友の会 松山支部 (代表・窪田忍子)
- ・つま「地球村」(代表・中川琢士)
- 愛南「地球村」(代表 岡澤エディ)

福岡県

- ・久留米ゴミゼロ(530)の会 (代表 今村由子)
- 生活協同組合連合会グリーンコープ連合 会長 大隈和子)
- ・ワーカーズ・ごみ問題研究会 (代表 片山純子)
- ・ゴミ住連・宗像 (代表・倉本和子)
- ふいおかネットワーク (代表・小宮文子)

長崎県

- あぐたの会 (代表 尾形篤子)
- 長崎「地球村」(代表 松尾洋子)

熊本県

- ・くらしと廃棄物を考える熊本の会 (代表 緒方意一郎)
- 環境ネットワークくまもと

大分県

- 中津のくらしと環境を考える会 (代表 直山隆章)
- NAS グループ (代表 柏木トミ子)

鹿児島県

- NPO 法人 屋久島エコ・フェスタ (代表・古居智子)
- 特定非営利活動法人エコライフ鹿児島 (代表 田川日出夫)
- 地球環境フォーラム鹿児島 (代表 岩田三千生)
- 社会福祉法人 ふいヶ丘保育園

沖縄県

- ・グループエコライフ (代表 西江重信)

個人(183名)

赤星たみ子 (漫画家) / 青山貞一 (武蔵工業大学大学院教授) / 阿蘇佳子 / 網代和枝 / 有本亮一 / 安藤光子 / 安藤隆 / 飯島泰子 / 伊賀美起子 / 生田寿恵 / 池田こみち (環境総合研究所) / 伊佐悦子 / 石川有道 / 石川まゆみ / 石毛美智子 / 石崎暎子 / 石澤春美 / 石塚斐子 / 磯辺起世子 / 市原康夫 / 伊藤政之助 / 井筒起美子 / 稲田雅子 / 稲川正一 / 岩佐けさえ (鎌倉 commons 栗船 TERRA クラブ) / 上野幸子 / 江川美穂子 (ごみ環境ビジョン 21) / 榎本史子 / 遠藤明子 / 大木幸子 / 大沢 豊 (みみずの会) / 大嶋朝香 / 大歳 妙 / 大西敏雄 / 大庭滋子 / 大橋とも子 / 小笠原恵子 / 緒方君子 / 奥村真由美 (Ab und Zu) / 沖山美知子 / 奥村藤治朗 / 尾崎浩司 / 尾崎範子 / 小澤千鶴子 / 各務晴美

(神奈川ネットワーク運動・寒川町議) / 片岡栄子 (ふえみん) / 片山勝治 / 勝浦敬子 (グリーンコンシューマー高松) / 加藤公子 / 加藤三郎 (環境文明研究所所長) / 加藤 進 / 加納花枝 / 河合喜代子 / 川上博美 / 河登一郎 / 川村由記子 / 川島龍子 / 川瀬かず子 / 木村勝沼 / 木村護郎 / 草野恭子 / 久保山昌弘 / 熊本一規 (明治学院大学教授) / 栗原俊子 (交野市議) / 黒岩七女 / 剣持壽一 / 小池美津子 (長久手町議) / 小清水宏如 / 小林慶博 / 小林知加子 / 小塚知子 (ふえみん) / 後藤敏彦 (環境監査研究会 代表幹事) / 濃沼誠 / 古林和佳子 / 斉藤チカコ / 齊藤尚子 / 坂ひろみ (市民ネットワーク北海道) / 酒井律治 (平和町議) / 榊原京子 / 坂倉敏雅 / 坂本一晃 / 坂本博之 / 佐藤敦子 / 佐藤素子 / 芝 佳子 / 渋谷恵美子 / 清水裕見子 / 柴 俊男 / 嶋崎英治 (三鷹市議) / 嶋崎公代 (自治労東京) / 陣内泰子 (八王子市議) / 鈴木直人 (有限会社循環資源 環境ビジョン研究所代表) / 鈴木裕美子 / 清家正 / 瀬戸昌之 (東京農工大学教授) / 染谷玲子 / 高橋享子 / 高松直美 / 滝口直行 / 瀧澤嘉次 / 田口正己 (立正大学教授) / 立花由美子 / 田中光幸 / 竹下浩 / 竹内悦子 / 谷合裕子 / 谷口雅子 / 手塚俊明 / 辻芳徳 (循環型社会システム研究会) / 土倉 実 / 常廣武雄 / 東條恵美子 / 富田勝三 (名古屋市議) / 豊崎光子 / 内藤克利 / 中下裕子 (ダイオキシン 環境ホルモン対策国民会議) / 長島和孝 / 永原文雄 / 奈良悦子 / 成瀬善子 / 名和三次保 (東京都生活協同組合連合会) / 新村富美子 / 西岡政子 / 西川民雄 / 西園大実 (群馬大学教授) / 仁科登美子 / 野崎陽子 / 芳賀裕子 / 萩原くえ / 波部恒昭 / 浜田桜 / 橋口日出夫 / 深尾秀次 (ごみゼロの社会をめざす会代表) / 橋本 一 / 橋本久雄 / 橋本みつ子 / 長谷川洋子 / 原綾子 / 福岡美與 / 福田敦 / 藤岡憲子 / 藤沢泰子 / 藤野完二 / 舟木賢徳 / 古田伊公子 / 古川和子 / 細田 淳 / 堀田良樹 / 堀越節子 / 本多淳裕 (元大阪市立大学教授) / 柘田法夫 / 松浦敦子 / 松下うた子 / 三浦喜恵子 / 三島佳子 (ごみ環境ビジョン 21) / 南雲富美子 / 宮本陽子 / 武藤三千代 / 森川千鶴 (神奈川ネットワーク運動 鎌倉市議) / 森本慶子 / 守屋喜美子 / 守屋由美子 / 安田八十五 (関東学院大学経済学部教授) / やなぎ田法夫 / 山内登美男 (阿南ふれあい生活学校) / 山川 進 / 山崎宮子 / 山口修平 / 山口泰子 (ふえみん) / 山下とも子 / 山田 尚 / 山田美智子 / 山本みか (ユニバーサルコース研究会) / 山盛さちえ (豊明市議) / 由良哲三 / 依田 茂 / 横光陽子 / 吉川みさ子 / 吉川守秋 / 吉田守人 / 渡辺智恵 / 渡辺 翠 / 渡辺ヒデ子

(*団体の代表者名や個人の所属団体名に記名、無記名がありますが、参加を申し込まれた書式記載のとおり、掲載させていただきます)



小園健一 (神奈川県)

市民の側から斬新な提案や主張をしている努力に敬意を払います。ひとつこと述べさせていただきます。『率』が数箇所にあります。その運用や遵守方法が複雑になるのではと思います。目標率で結果を規制するを少なくして、改善の方法を与えて結果を誘導する」方法を盛り込めないかと思ひます。

狛江 生活者ネットワーク

ごみを減らし、環境に配慮した容器包装を目指し、容器包装リサイクル法改正にむけ、がんばって署名を集めました。全国で約100万筆は、これからますます威力を発揮することでしょう。よりよい改正案作りを、これからも頑張ってください。

生活クラブ生協岩手

次の世代へ豊かな地域を手渡すために、私たち大人は今やらなければならないことに本気で取り組む責任を痛感しています。

米山昭良 (静岡県)

町中に氾濫する自動販売機、各種各様の容器。これが不法投棄の温床となっています。この際、生産者責任、消費者責任を明確にすべきです。

無記名

びんはステキという哲学が必要ですね。

杉山清子 (静岡県)

ゴミを増やすのも減らすのも、一人一人の心がけからはじまります。

江頭洋 (都市生成ライター)

次は製品法の法案を。すでに、設計開発段階から、分解再利用を前提にした製品開発手法が、一部業種で取り入れられています。現実の企業活動より遅れないように。

橋川篤子 (京都市)

マイボトルにお茶を持ち歩き、缶やペットボトル飲料を買うのは年数回。買い物袋を持参、不要なチラシは持ち帰らず、ごみ減量をいつも心がけています。

リサイクルも必要ですが、まず減らすことから始めてみませんか？

小豆島環境とくらしの連絡会エコライフ 小豆島

容器包装に止まらず、有害な物質を排出せず、循環型社会をめざしたい。廃食用油からの石けん作り、ヘチマたわしの普及など楽しく実行。作成した島の環境と健康により、暮らし案内冊子をもとに地産地消を働きかける予定。

生活クラブ静岡志太準備支部

日本の社会は、健全な市民がつくる。国政府や企業に任せてはいないか？税金は私達のために有効に生かされるべきである。無駄、無視することなく働きよう。

竹内きみ (東京都)

短期間にこれだけのことをまとめられたPTメンバーの方々のご努力に、心から敬意を表します。これからさらに大変ですね。応援しています。

生活クラブ生活協同組合 (群馬)

様々な自然災害に見舞われた今年の日本は、人にとって水と食料、トイレが一番大切なものと再確認させられました。人もまた、循環する生き物であり、自然の中で生かされていると改めて思いました。

生活クラブ東京 まちづくり委員会

改正市民案に示された『リターナブル容器の拡充』に期待します。

生活クラブが実践している『リターナブルびん』が一般流通の容器として登場!!法改正で実現の可能性も出てきますね。リサイクルからリユースへの軸の転換を図りましょう。

久須美則子 (東京都)

リサイクルの実績を根拠に『収集義務化率』を算定。まずは実現可能性の高いところからアプローチする、こんなに現実味の強い提案はありません。主張を曲げず、後退することなく実現に向け、交渉を進めてください。

ごみを考える会 in 檀原

環境省案として、発生抑制には一言もふれずに、最終処分場の延命をはかるため、プラスチックごみの焼却を推進しています。市民がこれだけ煮詰めた議論をしているのに、温度差を感じます。

多摩きた生活クラブ生協まちづくり委員会

捨てる時代は終わった。物を消費する生活から、物を再利用する生活を一人ひとりが見直すことを考えよう！(侍田)

我が街はボックス収集です。置き場所は住民側が提供します。ゴミ置き場が自宅より離れている人は、臭いや美化の問題にあまり関心がありません。だから個人的にはボックス収集は反対です。住民のモラル低下の問題だ!!!。(こんな世の中にしたのも我々住民なのですが...)

市側は出されたものはすべて処分するしかありませんという姿勢なので、もっと環境を考えて住民に働きかけて欲しいです。広報誌に現状をのせる程度では生ヌルイ!!(松田)

私の町では10月からごみ収集が有料になりました。今までの不燃ゴミは、ほとんど全て容器包装=資源ゴミとなりました。現段階では分別すればするほど、税金が使われるんだろうなと思ひながら、せっせと水洗いしています。複雑ですね。(田中)

収集義務率100%を一度に通す法案は無理そうですが、最初にある程度の義務率にしないとペットボトルが増える一方です。効果がないのではないかと思います。

消費者は、カンタン便利だけを求めない。生産者は、利益のこだけ追求しない。持続可能な社会となるためにみんなが一步ふみだせるといふ。(野方)

横浜北生活クラブ生協

署名活動を通して、容リ法改正の大切さを知りました。リユース・リユースがあたりまえの社会にしてゆきたい。

市民ネットワーク所沢

この改正案がどこまで実現してくれるのかとても不安ですが、皆さんの力で是非よりよい案が出来、実現されることを望んでいます。がんばりましょう!

豊島は私たちの問題ネットワーク

誰にでも分かりやすい納得のいく市民案を応援します。不法投棄は、大切な地球資源の浪費だとひとり一人が自覚したいですね。

無記名 (千葉県)

生理的欲求型消費から自己実現型消費に飛翔できるかどうか、21世紀のエポックメイキングです。

瀬戸内海を守る香川県連絡会

石けんをつかきましょうから始まった連絡会です。容リ法改正のために自治体に働きかける今回の動きの中で、瀬戸内海を守る香川県連絡会の名前の宣伝と石けん使用の呼びかけを同時にできました。私たちの声はまだまだ小さいと実感しました。

生活協同組合連合会きらり

容器包装リサイクル法・改正市民案」のとりまとめ、ご苦労様です。税負担をやめ、リサイクルを生産者の責任ですすめる「改正市民案」に積極的に賛成いたします。ごみを減らす市民の努力が報われるとともに、リユース・リサイクルをすすめる人と人のつながりをつくり出していきましょう。

生活協同組合連合会 首都圏コープ事業連合

容器包装リサイクル改正市民案」を通して、ごみを減らすことをぜひ実現しましょう。首都圏コープグループでは今後も3Rを推進する暮らしに積極的に取り組んでいきます。

佐藤暎子 (埼玉県)

リサイクルとゴミ処理は切っても切れない関係にあります。業者へ処理委託が増えれば、自治体の負担は少なくなるように見受けられますが、妙な現象だと思います。自治体の負担は軽くしてはいけないことと思います。

酒井陽子 (埼玉県)

私たち消費者の中に「容器を買うのではなく中身を買う」という考え方が定着すれば、リタ・ナブル容器の循環が促進され、リユースのみならず、リデュースも促進されると思います。

宮崎弘子 (埼玉県)

一人一人が購入、消費、廃棄まで責任を持つことが、公平な社会であると思います。また責任を持つことで自らの消費に関心が向くようになり、ゴミの減量につながると確信します。

日比野恵子 (東京マイコープ)

東京マイコープの組合員の思いは署名と理事会からの意見書として提出していますが、容器製造時課徴金のことについては納得できません。国がリユースの回収システムを構築すること、それを

国にさせることが市民案のポイントだと思います。

生活クラブ生協所沢東支部

「ゴミをリサイクルするよりゴミを減らす」ゴミの排出抑制に向けて容リ法改正が果たす役割はとて大きい。改正によってゴミの排出が大きい抑制されたという改正に是非あって欲しい。

生活クラブ生協埼玉

各地の深刻なゴミの現状は危懼的な状況です。リサイクル法という呼び方も煙幕の役割をはたしています。改正は、その費用構造を変え子々孫々の生活環境の整備や、他目的も含めて生産的な方向に向けるべきです。

生活クラブ生協千葉 容器包装リサイクル法の改正を求める実行委員会

増えつつあるごみ問題を消費者である私たちと製造販売する企業、国や地方自治体などが相互に問題解決へ取り組めるようなり良い法律になるように願っています。

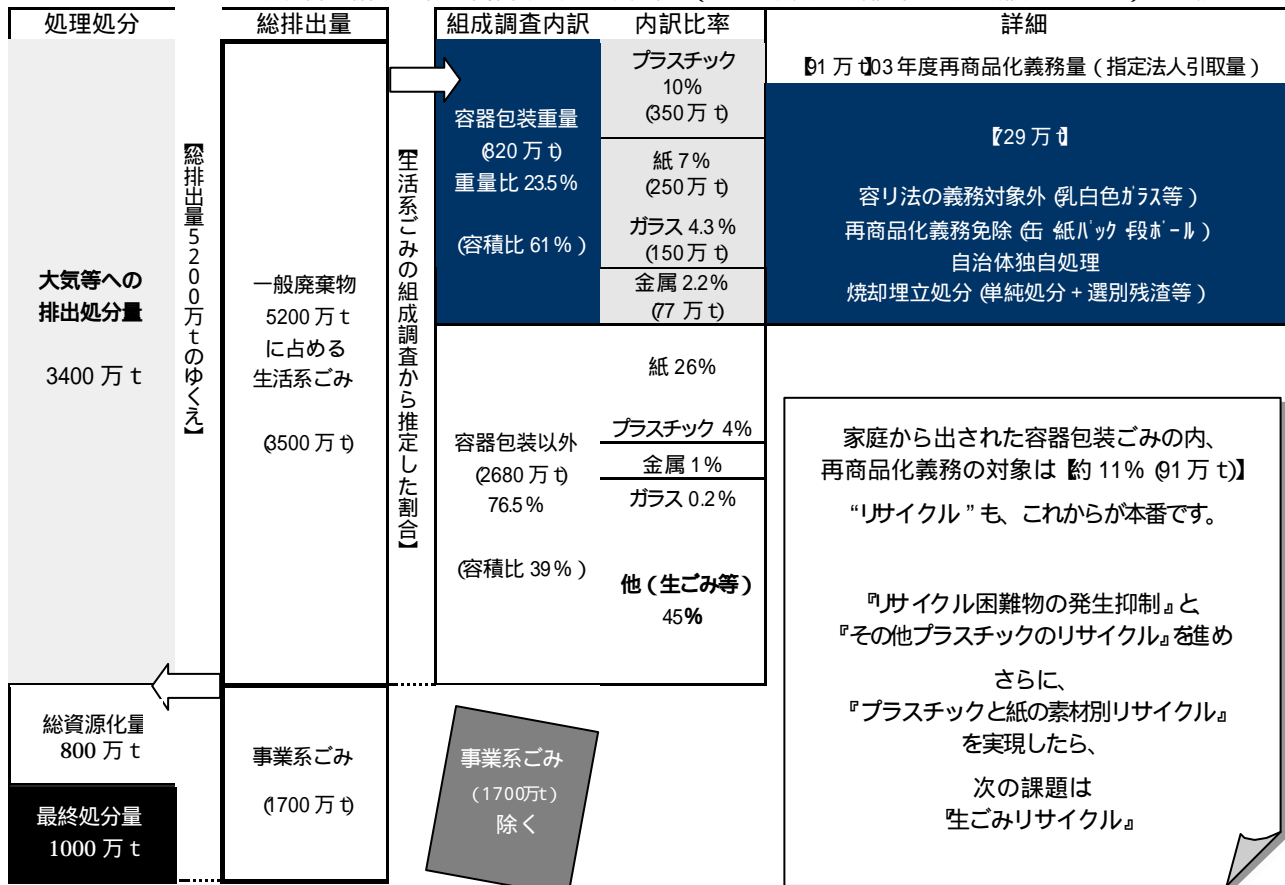
松延周平

企業に環境負荷の低いものを製造させるようにしなければだめで、民営化やフランス方式ではだめだと思ふ。

横浜みなみ生活クラブ生協

横浜みなみ生活クラブ生協では、ごみの減量・再使用・再利用という優先順位でこの問題に取り組みます。また、容器包装の生産原価にごみ処理費用を含めて、リユース容器を推進していく「拡大生産者責任」を明確にし、あわせて消費者のリユース容器製品購入の誘因となるような法改正について支持いたします。多くの組合員とともに、ごみ問題の実態やリタ・ナブル品(生活クラブR・ピンなど)の実践を学んで、環境へより負荷をかけない暮らしやエコロジーの視点を意識することを呼びかけていきます。

【環境省『循環型社会白書平成16年度版』(2001年度ごみ排出量・組成調査データ)から加工】



改正市民案づくりの経過

- ・ 2004年7月5日...容り法改正全国ネット運営委員会の下に改正市民案作成プロジェクトチーム（PT）発足
- ・ 2004年9月10日...拡大運営委員会（第6回改正市民案作成PTと運営委員会合同）で確認
- ・ 2004年9月20日...「中間のまとめ」をホームページで公開し、「意見&メッセージ」の公募開始
- ・ 2004年10月7日...スチール缶リサイクル協会と意見交換
- ・ 2004年10月7日...国際連合大学安井至副学長と懇談
- ・ 2004年10月8日...全国清涼飲料工業会と意見交換
- ・ 2004年10月12日...アルミ缶リサイクル協会と意見交換
- ・ 2004年10月14日...プラスチック製容器包装&紙製容器包装リサイクル推進協議会と意見交換
- ・ 2004年10月18日...早稲田大学寄本勝美教授、慶応大学細田衛士教授と懇談
- ・ 2004年10月23日...京都大学植田和弘教授と懇談
- ・ 2004年11月1日...崎田裕子審議会委員と意見交換
- ・ 2004年11月2日...松田美夜子審議会委員、園田真見子審議会委員と意見交換
- ・ 2004年11月4日...日本ガラスびん協会&ガラスびんリサイクル促進協議会と意見交換
- ・ 2004年11月9日...日本フランチャイズチェーン協会と意見交換
- ・ 2004年11月22日...日本チェーンストア協会と意見交換
- ・ 2004年11月26日...第8回改正市民案作成PTで「PT案」を確認
- ・ 2004年11月29日...運営委員会で「運営委員会案」を確認
- ・ 2004年12月2日...「運営委員会案」をホームページで公開し、「意見&メッセージ」を再募集
- ・ 2004年12月22日...運営委員会で「容り法改正市民案」を成案として確認

改正市民案作成プロジェクトチーム・参加メンバー

プロジェクトチームには、（首都圏在住という制約はありましたが）多数のメンバーが参加しました。形としては団体を代表するというよりも、どちらかというと個人の立場で、短期集中の論議を重ねました。必ずしも、毎回出席の方ばかりではありませんが、改正市民案づくりに携わったメンバーとして、紹介させていただきます。

（あいうえお順・敬称略）

井口博（拡大生産者責任とデポジット制度の実現をめざす全国ネットワーク）、飯田和子（川崎・ごみを考える市民連絡会）、占部やよい（株佐野環境都市計画事務所）、大嶋朝香、岡村伸子（川崎・ごみを考える市民連絡会）、亀井誠史（市民立法機構）、河登一郎（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）、熊本一規（明治学院大学教授）、倉阪秀史（千葉大学助教授）、後藤敏彦（環境監査研究会）、佐藤邦子（首都圏コープ事業連合）、佐藤穂貴（国際環境 NGO FoE Japan）、須田春海（市民立法機構）、瀬口亮子（国際環境 NGO FoE Japan）、知野二郎（生活クラブ東京）、辻芳徳（循環型社会システム研究会）、都甲公子（東京生活者ネットワーク）、中井八千代（容器包装リサイクル法の改正を求めるとごみ研究会）、中村秀次（生活クラブ連合会）、中村正子（古紙問題市民行動ネットワーク）、羽賀育子（拡大生産者責任とデポジット制度の実現をめざす全国ネットワーク）、服部美佐子（ごみ・環境ビジョン21）、平澤崇（首都圏コープ事業連合）、廣瀬稔也（市民立法機構）、福岡美與（東村山市みどりの基本計画を実現する市民会議）、堀田あや子、緑川芳樹（グリーンコンシューマー研究会）、李松林（関東大学院大学経済学部研究科）、李木子（千葉大学社会科学部研究科）、安田八十五（関東学院大学経済学部教授）、矢野一也（神鋼リサーチ株）、山本義美（生活クラブ連合会/PT事務局）

全国ネット運営委員会では、改正市民案をもって、国、政党、事業者団体の方々への提案をこれまで以上に進めます。全国の皆さんも、ぜひ署名に賛同いただいた市民の方たちにお知らせしたり、自治体や紹介議員の方々への提案を進めて下さい。

そして、本当に良い制度への改正を実現し、社会のしくみを変える出発点と致しましょう。

2005年1月

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク

E-mail reuse@citizens-i.org

URL <http://www.citizens-i.org/gomi0/>

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-7-3

半蔵門ウッドフィールド 2F 市民立法機構気付

TEL/03-3234-3844・FAX/03-3263-9463